

## 第3章 環境保全計画

### 1. 環境保全の現状と課題

旧岩崎家住宅の敷地は、当初約 48,042 m<sup>2</sup> (約 14,500 坪) あったが、昭和 40 年代に南東部分が譲渡処分されるなどの変遷を経て、現在では重要文化財（建造物）の宅地として指定されている範囲と、旧岩崎邸公園の計画区域ではあるが重要文化財の宅地指定されていない範囲（附帯園地）を合わせた、約 20,710 m<sup>2</sup> (約 6,300 坪) となっている。往時の敷地東南部及び西側の敷地が失われたため、現在の住所はほぼ全域が台東区池之端一丁目地内に収まっているが、かつては文京区湯島と台東区池之端の町内にまたがっていた。

周辺地域には、当初の面影を残す家並みは残っていないが、敷地が塀で囲まれて周囲から物理的・視覚的に区切られているため、それらが著しく環境を阻害するものとはなっていない。しかしながら西側敷地境界間際の湯島地方合同庁舎は、庭園景観を阻害している。

庭園等の保存管理については、重要文化財の周辺環境の保全という観点に留まらず、旧岩崎家住宅の価値を守りながら、社会情勢や来園者ニーズを考慮し多様な保存活用方策の実施を図っていくことを目的として作成した、「東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）」に基づき、適切な保存管理を実施する。

#### 1-1 保存の課題

現存する敷地のうち、主に往時の芝庭外周部の樹林地について、往時の状況が明らかになっていない部分も多い。このため、今後さらに調査研究を進め、計画の見直しを含めて保存の方法を検討していく必要がある。

庭園の保存に当たっては、庭園構成要素である各施設を単体で捉えるのではなく、景観ゾーンや庭園全体を見通して考えることが重要である。そのための史資料の収集と分析、及び遺構の発掘調査が常に必要となる。

また、庭園では経年変化を受け入れた維持管理を行う必要がある。イチヨウの大径木や、車回しのトウジュロの樹群、書院庭のモッコク、撞球室周辺のケヤキ・ヒマラヤスギなど、岩崎久彌時代の庭園景観を表す代表的な添景木は、魅力を高めるための維持をしつつ、成長や病害等、景観や環境の変化に注意が必要である。外周植栽を含む庭園内の植物は、経年による成長や実生木の発生等で庭園景観に大きな影響を及ぼすことから、継続的かつ計画的に維持管理を行う必要がある。

さらに、旧岩崎家住宅の周辺を文化財庭園にふさわしい景観として保存していくためには、景観計画等を所管する庁内関連部署や地元区と連携を図ることが重要である。

#### 1-2 整備の課題

旧岩崎家住宅は年月を経て緑が成長し、現在は地域のまとまった緑地として認識されている。一方で、園内の高木の大径化・老齢化が進んでおり、庭園の景観を阻害する支障木等や、生育不良となった樹木の更新が継続的に必要になると予測される。

敷地西側は敷地境界間際に国の湯島地方合同庁舎が存在していて、庭園の景観へ大きな影響

を受けている。一方で、敷地東側は、本郷台地の縁であり、外周樹林があることで周囲から物理的・視覚的に区切られているので、外部からの環境圧は少ない。しかし、高木類は個々が大きく遮蔽機能へ与える影響が大きいと推察される。そのため、高木類の育成や剪定・更新に十分な配慮と検討を行い、周辺の建築物への遮蔽効果を高めるように努める必要がある。

現在の庭園利用では、多様な人々の来園を想定し、高低差の解消や傾斜路の設置、案内板・解説板等の表記方法の充実など、様々な配慮が必要となる。こうした現代的なニーズを踏まえ、現地に即した解決を図りながら、庭園としての価値を保存するための整備が必要である。

なお、敷地北西部には防火貯水槽（約 80t）及びポンプ室が設置されており、またその周囲には旧管理所、倉庫、トイレ等の仮設建造物が配置されている。この部分についての修景を今後の課題とする。

## 2. 環境保全の基本方針

旧岩崎家住宅は、国立西洋美術館や恩賜上野動物園等、文化施設が点在する公共性の高い上野公園地区付近にある。したがって、この地域全体を包含した、観光及び公園整備計画を踏まえた環境整備を行う必要がある。その上で重要文化財及びその宅地であることを踏まえ、「茅町本邸内実測図（附実測図）」に示される、岩崎久彌が暮らした時代<明治 29（1896）年（洋館・和館の竣工年）～昭和 20（1945）年（連合国軍に接收）>の庭園が、健全に時間を重ねた景観を目標とする。また、施設の厳格な保存に努め、保存に影響のない範囲で利活用を行っていく。

### 2-1 保存の理念

旧岩崎邸庭園は、岩崎久彌により造営され、明治期から昭和初期における財閥当主の生活や思考を現在に伝える貴重な邸宅庭園である。

本郷台地東端に位置する岩崎邸は、台地の縁にある立地のため江戸期から見晴らしの良さが伝えられ、岩崎久彌の所有になると、台地の地形を活かし、台地上に洋館・和館（大広間）・撞球室という3棟の主要な建造物と主庭である芝庭が造営された。コンドルの設計した洋館と撞球室、明治期の職人の技巧が発揮された和館（大広間）には、広い開口部が設けられ、賓客をもてなす客室や大広間などの室内からでも芝庭を望むことができる。この芝庭は往時、修景地の役割を果たすと同時に、日常的な運動や園遊会などの社交場としても利用されており、芝生の利用形態に西欧文化が持ち込まれた初期の事例と考えられ、貴重なものである。

芝庭内に配置された洋風の要素と和風の要素は、地形や樹林等で区切られること無く芝庭内に併存しており、本園の特徴的な構成要素となっている。また、台地の縁には前庭として勾配のついた長いアプローチと車回しが現存している。これらの久彌の時代からの園内の構成要素のほとんどは往時から同じ配置であったことが附実測図で確認することができ、往時の様相や生活を知るうえで重要なものである。

本園の保存においては、近代の岩崎家の生活や居住環境を保存していくことを重要として、

岩崎久彌が暮らした時代 <明治 29 (1896) 年 (洋館・和館の竣工年) ~昭和 20 (1945) 年 (連合国軍に接收)> の庭園が、健全に時間を重ねた景観の保存を目標とする。そのため、本質的価値を構成する要素は、保存していくものとする。

また、岩崎家の所有を離れてからの庭園の改変や敷地縮小の影響により、往時の配置とは異なる位置に存在する石造物や景石類、又は古い庭園施設など往時のものの可能性が高い構成要素は、基本的に現状維持とする。本質的価値を構成する要素に準じる要素も多数あるが、それについては引き続き調査を行い、新知見が得られた際には移設を含めた取り扱いを検討する。

## 2-2 整備の理念

旧岩崎邸庭園の整備を行う際は、岩崎久彌時代の遺構の状況や史資料に基づき検討することが重要であり、整備に伴い遺構が壊されぬよう保護する必要がある。

消失した多くの構成要素は明治期以降に岩崎久彌により造作された四阿など、当時の大邸宅での生活を表す重要な要素である。このため、消失した建造物やその他景観の構成要素について、復元も含めた景観の再現を検討していく。

また旧岩崎邸庭園は、榊原家の遺跡を含む縄文時代~近年までの複合遺跡である「茅町遺跡」と、縄文時代(前期~晩期)の遺跡である「湯島貝塚」として埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれており、岩崎家時代以前の遺構の保護にも配慮する。

便益施設等の整備にあたっては、周辺の遺構・景観に及ぼす影響を十分に考慮して検討し、庭園全体の景観に調和したものとなるように計画、設計、整備に取り組む。さらに、文化財庭園を訪れる多種多様な来園者のニーズに応え、高い満足感を与えられるように、有識者や関係機関等と協議し、細心の注意を払って計画的に整備していく。また、既存の管理施設、便益施設、サイン等の案内施設等の適切な機能、規模、配置、意匠、構造等についても検討するなど、計画的な整備を行う。

## 3. 区域の区分と保全方針

### 3-1 区域の設定

旧岩崎邸庭園の現敷地は、重要文化財の宅地として指定されている範囲と旧岩崎邸公園の計画区域ではあるが重要文化財の宅地として指定されていない範囲(附帯園地)が存在している。重要文化財の宅地として指定されている範囲については土地の形状を厳格に保存していく必要がある。文化財指定されていない範囲については、隣接した指定範囲との調和を考慮した適切な土地利用が求められる。

#### A 保存区域

旧岩崎邸庭園の文化財指定されている範囲とする。原則として新たに建造物を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

#### B 保全区域

旧岩崎邸庭園の文化財指定されている範囲のうち、西側の範囲とする。旧管理所やトイレ、水屋等、活用上必要なものの整備を検討する。整備方針については、文化庁及び東京都教育委員会と協議の上決定し、東京都教育委員会の許可を得て行う。

### C 整備区域

旧岩崎邸庭園の文化財指定されていない範囲とする。この区域は「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）の中で「優先整備区域：事業促進区域」に設定されている区域であり、可能な限り往時の復元を視野に入れ、隣接した指定範囲との調和を考慮しつつも、旧岩崎邸庭園の管理や重要文化財の活用のために必要な施設等を整備する区域とする。

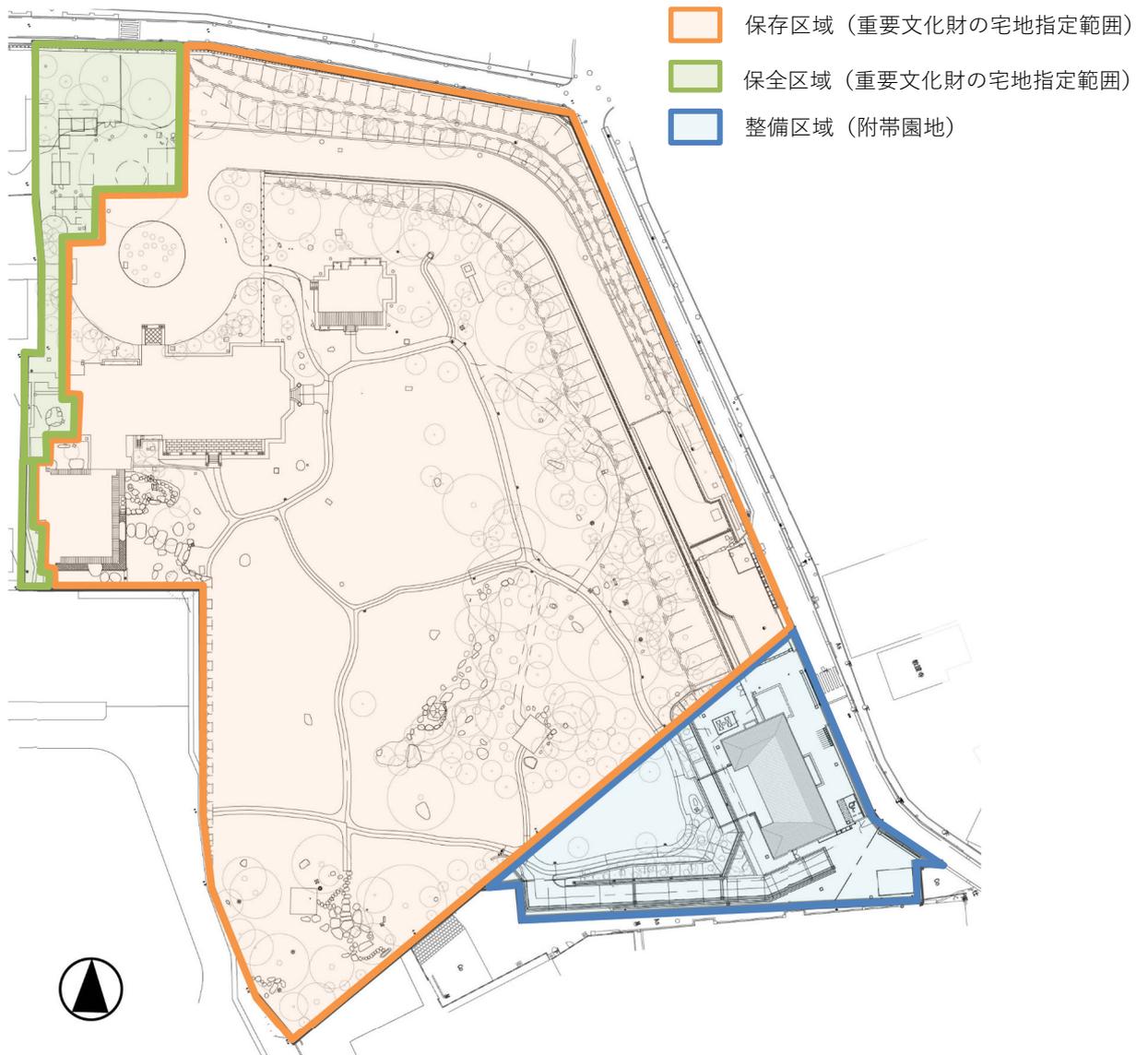


図3-1 区域区分図

### 3-2 管理区域の設定

現在の旧岩崎邸は、「①アプローチとその周辺の景観ゾーン」「②建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン」の2つに大別できる。それぞれの区域の特徴は、以下のとおりである。

表3-1 区域の特徴

ゾーン	特徴
①アプローチとその周辺の景観ゾーン	正門からアプローチを経て車回しに至る空間
②建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン	広がりのある芝生地を中心として構成された旧岩崎家住宅の主庭

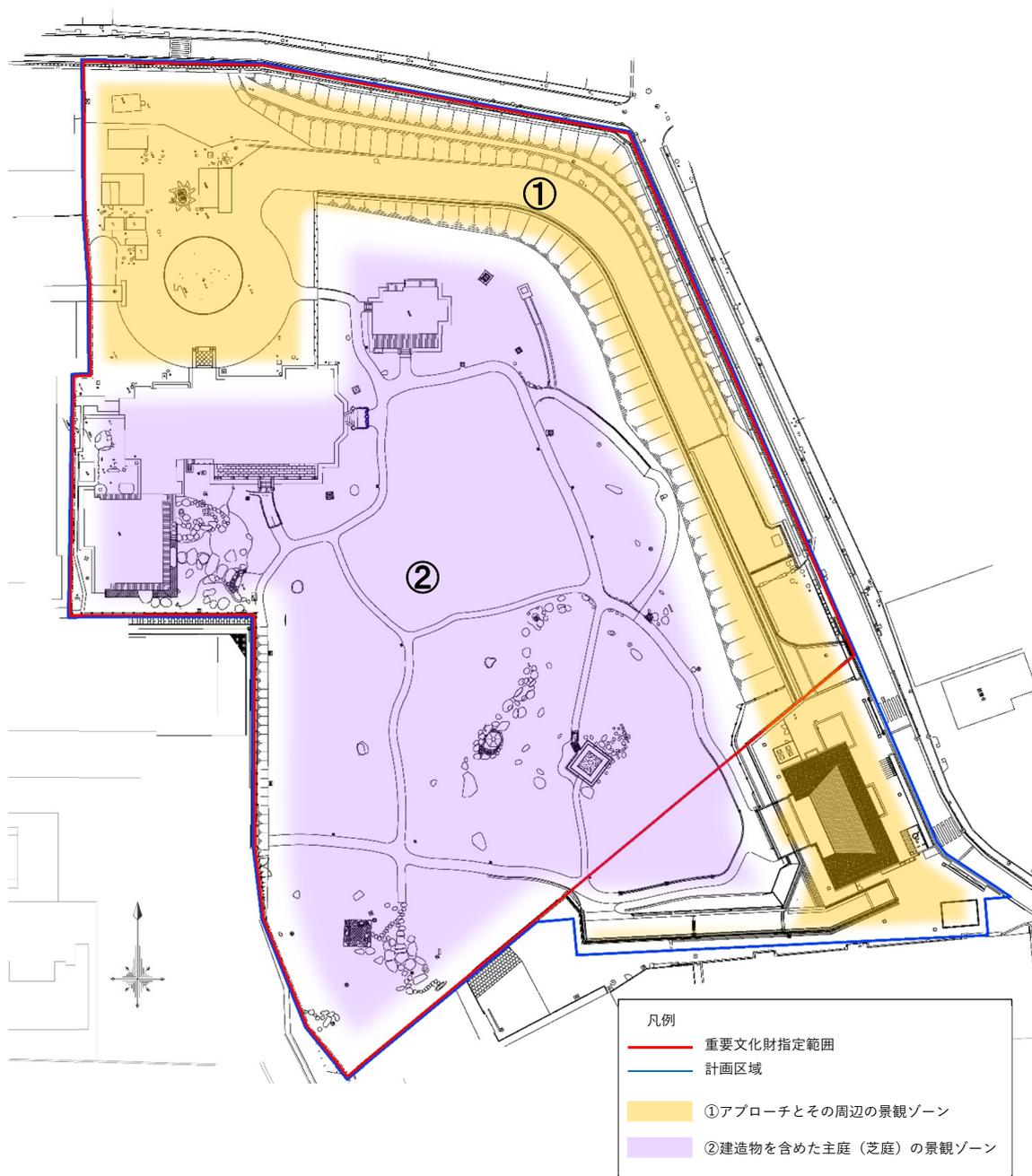


図3-2 管理区域区分図

### 3-3 管理区域別の保存管理の方針

2つのゾーンごとに、課題を踏まえた保存活用の方針を示す。

詳細は、庭園編（「東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）」）を参照。

表3-2 課題と保存活用方針

ゾーン	課題	保存活用の方針
① アプローチとその周辺の景観ゾーン	<p>アプローチ両脇の背景樹群は、高木が成長し、樹冠が過密化したことで、林床に日光が差し込まず、裸地化している。</p> <p>アプローチの石積みは、岩崎久彌時代に造作されたものと、戦後に造作された工法の違うものが混在している。</p> <p>旧管理所周辺は、便所や倉庫などが多くあり、往時の景観とは異なっている。景観の再現に配慮した、便益・管理設備の整理が必要である。</p> <p>イチョウの大径木は樹齢が高いので、現在は問題ないが、今後樹勢が衰える可能性もある。慎重に生育状況を観察する必要がある。</p> <p>トウジュロの樹群は、樹齢が高く樹勢が衰えてきているのに加え、樹皮（シュロ毛）が剥かれて往時の景観とは少し違ったものになっている。</p>	<p><b>庭園の導入部分として入り口からアプローチを通る本来の役割を伝える。また、附帯園地側は快適なサービスを提供する管理機能を備えた場として管理する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往時の石積みと背景樹群からなるアプローチの景観を保全しつつ、遮蔽植栽の機能も考慮して植栽管理を行う。</li> <li>・戦後に造作された玉石積は、復元も含めた取り扱いを検討する。</li> <li>・アプローチからイチョウの大径木への雰囲気再現や、トウジュロの樹群も含めた洋館正面の景観を保全するため、適切な便益施設の配置や、更新も含めた適切な植栽の管理を行う。</li> <li>・イチョウの大径木は、公開・活用を図りつつも樹勢維持に努める。</li> <li>・トウジュロの樹群は、往時の景観を再現することを目標に、取扱いを検討する。</li> </ul>
② 建造物を含めた主庭（芝庭）の	<p>和館（大広間）から書院庭を経て雪見灯笼への眺望を意識した、植栽の維持管理が必要とされる。</p> <p>書院庭には細やかな配石が多く残る。落ち葉などの堆積物で景石が隠れないよう、保存する必要がある。</p>	<p><b>文化財庭園として、久彌時代の景観・地形の維持・再現に努める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和館（大広間）に付属する書院庭としてのしつらえや、和館（大広間）から芝庭・雪見灯笼への眺めを保全するため、適切な樹木・地被類の管理を行う。</li> <li>・書院庭周辺の刈込み物は高さを整え、繁茂しすぎないように維持し、不適切なものは整理する。</li> <li>・縁先手水鉢を中心とした鉢前や、沓脱ぎ石を始めとする配石を、岩崎家に関連する重要な遺構として保存するため、定期的な清掃などの維持管理作業を行う。</li> </ul>

ゾーン	課題	保存活用の方針
景観ゾーン	<p>坪庭の景観は和館の大部分が取り壊されたことで、岩崎久彌時代とは変化しているが、和館（大広間）から坪庭への景観についてあまり検討されていない。</p> <p>和館（大広間）西側に配置された石造物・景石・植栽には、経緯不明のものや、戦後に配置されたものがある。</p> <p>和館（大広間）の貴重な半分のスペースを売店と飲食の場として常時使用しており、活用について、再検討する必要がある。</p> <p>庭園が復元整備されたことで、公開範囲が広がったが、順路が分かりづらい。</p> <p>往時の排水施設と、新設の配水施設を併用している関係で、排水が不十分な箇所がある。</p> <p>岩崎久彌時代の建造物跡地である西四阿跡、東四阿跡、稲荷神社跡が活かされていない。</p> <p>敷地東側の外周植栽は樹木の大径化・老齢化が進んでいるが、今後の目指すべき樹木の姿が、検討されていない。</p> <p>南側の樹林地は、景石類が集積しており、有効な活用がされていない。</p> <p>附帯園地側の整備された芝庭について、往時の雰囲気を変えないような、植栽の維持管理が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和館（大広間）に存在した坪庭としての雰囲気再現するため、適切な施設の配置を検討し、樹木の管理を行う。</li> <li>・和館周辺の雰囲気の再現を考慮し、移設・撤去等も含めて取扱いを検討する。</li> <li>・建造物の保護に配慮した樹木の管理を行う。</li> <li>・和館（大広間）西側も含めた、飲食の場の再配置を検討する。</li> <li>・洋館・撞球室・和館（大広間）と一体となった明るい芝庭と地形を保全するため、排水機能の維持に努める。</li> <li>・景観に配慮しつつ案内板の設置などを検討する。</li> <li>・洋館・撞球室・和館（大広間）と一体となった明るい芝庭と地形を保全するため、排水施設は適切に維持管理する。</li> <li>・和館（大広間）から雪見灯籠、洋館から西四阿跡への眺望を意識し、眺望を遮ることのないよう適切な樹木と芝生の管理を行う。</li> <li>・東四阿跡、西四阿跡、稲荷社跡を岩崎家に関連する重要な遺構として保存し、景観の再現や公開案を検討する。</li> <li>・建造物の保護に配慮した樹木の管理を行う。</li> <li>・雪見灯籠の背景の樹群を、和風の景観を構成する要素として、枝抜き剪定を基本とした自然の形姿づくりを目指す。</li> <li>・南側の樹林地は背景樹群としての役割を考慮しつつ、消失した敷地へ続く区域として、往時の雰囲気の再現を含めた公開案を検討する。</li> <li>・集積された石造物・景石の適切な管理・活用を検討する。</li> <li>・附帯園地は消失した敷地へ続く区域として往時の雰囲気を再現しつつ、来訪者の安全や利便性について配慮する。</li> <li>・遮蔽植栽の機能を考慮して、適切な樹木の育成管理を行う。</li> </ul>

### 3-4 宅地（庭園）の保存の方法

#### （1）本質的価値の把握

旧岩崎邸庭園を適切に保存していくためには、本質的価値の明確な理解が不可欠である。

旧岩崎邸庭園は、東京の高台に立地し、その地形を活かし、台地の上に洋館、撞球室・和館（大広間）と芝庭が併置された庭園である。岩崎久彌の邸宅として建設されてから敷地の規模はおおよそ4割程に縮小されているが、ジョサイア・コンドル設計の洋館・撞球室と、明治期に活躍した職人の技巧が発揮された和館（大広間）、芝庭、アプローチ、車回し等、岩崎久彌が暮らした時代の要素が良好に残されており、明治期から昭和初期における財閥当主の生活や思考を現在に伝える貴重な遺構といえる。

保存に当たっては、作庭意図が明確に理解されていない限り、正確な保存は難しい。引き続き史料調査をおこない、正確な作庭意図の把握に努める。次に、これまでの記録等を調べ、当初の作庭後にどのような作業が加えられたかを確認する。更に、これらを整理して、作庭意図と現況の間にある問題を整理し、これを関係者間の共通認識とする。

#### （2）地形等の保存

地形（芝生地と園路の見切り部分、築山、石組等）は、旧岩崎邸庭園の重要な基盤かつ景観構成要素である。

本質的価値を保存するために現状維持を原則として、毀損箇所があれば修理する。築山等については、土砂の流出や地形の変形等があれば修理する。芝生・園路については、不陸が生じている場合は修理するほか、芝生地と園路の見切り部分の芝のツル切りや、飛石付近などの土砂の流出、踏圧等による園路の不同沈下等があれば修理する。

#### （3）地下遺構の保存

地下遺構については、発掘調査を行い遺構の状況を記録した後、保存すべき遺構と調査済みの遺構を区別できるような状態で保存する。調査結果は記録を残し、後の工事等で攪乱されることのないように適切に保護する。

#### （4）植物の保存

植栽は旧岩崎邸庭園の重要な景観要素であり、作庭意図に沿った維持管理が必要である。史料を参考とし、視点場からの景観を考慮しながら維持管理を行う。本質的価値を構成する植栽については、史料を参考として樹種等を特定し、適切な質や量となるよう目標景観を設定し維持管理を行う。

植物の状態が変化し、建造物の保護に支障が出る可能性や、視点場からの景観の阻害、石組などの地形への影響、背景樹林の遮蔽機能への影響など、今後発生する問題を想定しながら剪定や伐採、さらには更新など適切な方法を図っていく。

園路沿いや建造物周辺の景観木のうち生育不良などが見られる樹木については、生育改善の処置を検討し、それでも難しい場合は更新をするなどの対応を検討する。更新に当たっては、視点場からの景観や、園路からのシークエンスなど、来園者にどのような影響を与えるのかな

どの検討を行うことが重要である。また、樹木の伐採に当たっては、現状の緑を確保していることも踏まえ、伐採などの理由を整理し、関係者への協議が必要になる。

また、和館（大広間）周辺の地被類・低木類については、往時の植栽位置・範囲や品種など特に不明な点が多い。そのため、原則は現状維持とし、史料等調査を継続し新知見が確認された際には取扱いを検討する。

#### （５）石碑等の施設保存

旧岩崎邸庭園には、榊原家時代から引き継いだ石碑や、岩崎久彌時代から保存された石造物がある。岩崎久彌時代から配置されているものについては、作庭意図に沿って配置され、風景の点景として成立し、かつ安全に維持されるよう保存する。本質的価値に準じる構成要素のうち経緯不明の景石・石造物については、現状維持を基本とするが、調査を継続し新知見が得られた際には、移設を含めた取扱いを検討する。また、毀損や倒壊の恐れ等の異常があれば関係者への協議の上、修理する。

本質的価値に準じる構成要素のうち、経緯不明の庭園施設（給排水施設等）については、一部活用しているものもあるが、原則は現状維持を基本とする。史資料等調査を継続し、毀損や倒壊の恐れ等の異常があれば修理方法について関係者への協議の上、修理する。

#### （６）その他の施設の保存

庭園には、上記の施設のほかに、解説板などの公開・活用施設、便所・管理所等の便益施設、ポンプ室等の防災施設、警備機器、外柵等の管理施設など多様な施設がある。それらは、それぞれの機能を常に十分に発揮できるように日常の保守や維持管理を行い、保存していく。

表 3-3 庭園の構成要素（本質的価値を構成する要素）

ゾーン	要素
①アプローチとその周辺の景観ゾーン	地形：アプローチ、車回し 護岸・石組・景石：石積擁壁、玉石縁石 建造物：附煉瓦塀、附洋館北面袖塀 植栽：イチョウの大径木、トウジュロの樹群、外周植栽
②建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン	地形：鉢前、枯流れ、芝生地 護岸・石組・景石：書院庭の沓脱石、坪庭の沓脱石、雪見灯籠前の石組、蛤石、その他の景石 建造物：和館（大広間）、洋館、撞球室 庭園施設：西四阿跡、東四阿跡、稲荷神社跡 石造物：書院庭の縁先手水鉢、書院庭の灯籠、書院庭の組井筒、雪見灯籠、班女塚、香月亭旧蹟碑、千歳の関の石碑、その他の水鉢・灯籠 植栽：書院庭のモッコク、撞球室北側のケヤキ、芝庭内のヒマラヤスギ、外周植栽

表 3-4 庭園の構成要素（本質的価値に準じる構成要素）

ゾーン	要素
①アプローチとその周辺の景観ゾーン	護岸・石組・景石：敷地南東角に集積されている景石・石造物 ほか経緯不明の景石 庭園施設：ガス灯の基礎、水栓柱、排水桝、陶器の排水管
②建造物を含めた主庭（芝庭）の景観ゾーン	護岸・石組・景石：稲荷神社跡付近の手水鉢一式（角型手水鉢・手水鉢の基礎・役石）、班女塚周辺の石組・延段、東四阿に続く延段、敷地南東角に集積されている景石・石造物ほか経緯不明の景石、西四阿周辺の枯流れ 建造物：和館の基礎 庭園施設：水栓柱、排水桝、陶器の排水管、洋館南側の煉瓦基礎(埋設) 石造物：坪庭のなつめ型手水鉢、坪庭の六角灯籠、袖型灯籠 植栽：書院庭の低木・地被類

表 3-5 その他の庭園の構成要素

分類	要素
地形・石組	戦後に造作されたアプローチ部分
植栽	実生木等、本質的価値を構成する植栽（表 3-3）以外の植栽
公開・活用施設	案内板、解説板、揭示板
休養施設	ベンチ、縁台
便益施設	便所、水屋
管理施設	正門、内門、フェンス（湯島地方合同庁舎との敷地境界に設置）、給排水管、受電変電設備、ロープ柵、竹垣、ポンプ室および地下貯水槽、放水銃（地下式）
管理運営のための建物	旧管理所、管理所、倉庫

※「表 3-3 庭園の構成要素（本質的価値を構成する要素）」に記載の「植栽」は、久彌時代と同じ位置に存在していたことが史資料等から確認されているもののみ、列挙している。その他の、久彌時代と同じ位置に存在していたと推察されるもの且つ、庭園景観を構成するうえで重要な植栽は「表 3-4 庭園の構成要素（本質的価値に準じる構成要素）」に記載している。

※「表 3-4 庭園の構成要素（本質的価値に準じる構成要素）」も現時点では経緯不明なものが多いが、岩崎久彌時代以前から存在していた可能性の高いものとして、活用方針が決まるまでは基本的に現位置で保存とする。

※「表 3-4 庭園の構成要素（本質的価値に準じる構成要素）」について、今後、調査を進め新知見が発見された際は「表 3-3 庭園の構成要素（本質的価値を構成する要素）」への再分類を検討する。

※表 3-3、表 3-4 に挙げた園内の景石・石造物・構造物等は、石組・配置には価値がなくとも、その物自体は岩崎家に関係するものの可能性が高いため、活用方針が決まるまでは基本的に現位置で保存とする。

#### 4. 建造物の区分と保護の方針

旧岩崎家住宅の計画区域内にある建造物について、以下のように区分し、それぞれの特性に応じた保存管理を行う。なお、区域内には重要文化財(建造物)と併せて保存すべき建造物は存在しない。

##### 4-1 建造物の区分

###### ア 重要文化財（建造物）

洋館、和館（大広間）、撞球室、附洋館北面袖塀、附煉瓦塀

###### イ 保存建造物 該当なし

###### ウ 保全建造物 該当なし

###### エ その他建造物

防災施設として、消火設備（放水銃）の為のポンプ室と地下式貯水槽（約 80t）がある。

活用のための仮設建築として、管理所（令和 5（2023）年度竣工）、旧管理所（新管理所竣工後、撤去予定）、倉庫、トイレ、水屋がある。

表 3-6 建造物の区分

区 分		名 称	備 考	
旧岩崎邸庭園 (計画区域)	指 定 区 域	ア 重要文化財 (建造物)	洋館	
		和館（大広間）		
		撞球室		
		附洋館北面袖塀		
		附煉瓦塀		
	イ 保存建造物	該当なし		
	ウ 保全建造物	該当なし		
	エ その他 建造物	ポンプ室・地下式貯水槽		
		旧管理所	新管理所竣工後、撤去予定	
		倉庫	撤去・移設を検討	
		トイレ	撤去・移設を検討	
水屋		撤去・移設を検討		
付帯園地	管理所	令和 5(2023)年度竣工		

#### 4-2 建造物の管理の方針

##### ア 重要文化財（建造物）：

洋館、和館（大広間）、撞球室、附洋館北面袖塀、附煉瓦塀

※2章保存管理計画参照

##### イ 保存建造物：

該当なし

##### ウ 保全建造物：

該当なし

##### エ その他建造物

ポンプ室・地下式貯水槽

周辺の除草、清掃等の日常管理を行う。ポンプ室の外観を点検し、機能低下等を発見した場合は、直ちに報告し、速やかに補修する。ポンプ室及び貯水槽の防災施設としての機能維持に必要な管理は別途、防災計画に定める。

旧管理所、倉庫、トイレ、水屋、新管理所

周辺の除草、清掃等の日常管理を行う。建物の外観を点検し、汚損、毀損が生じた場合には速やかに清掃、補修を行う。

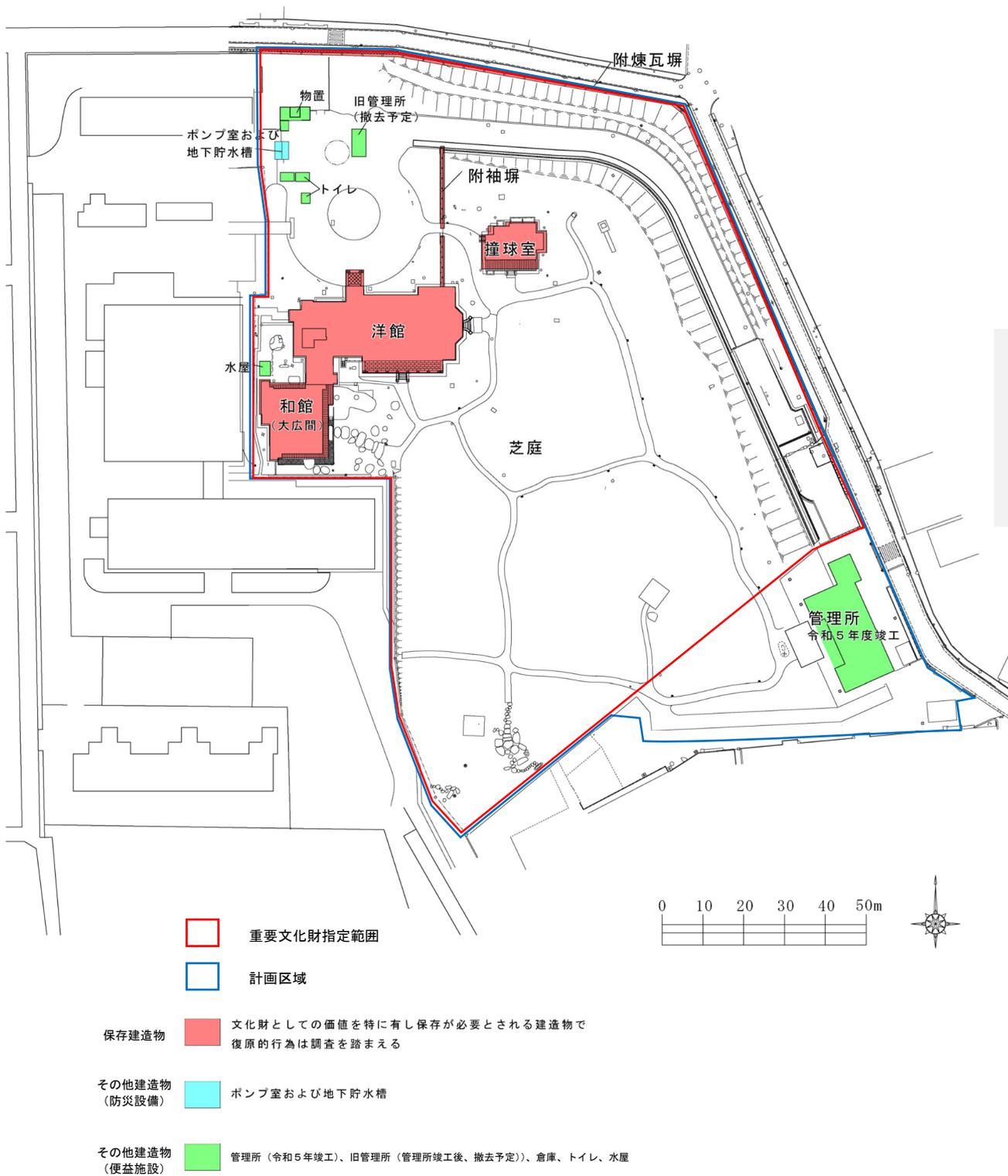


図3-3 建造物区分図

## 5. 防災上の課題と対策

### 5-1 防災上の課題

敷地の北・東側は石積の擁壁の上に煉瓦造の塀が設置されているが、すでに補強が施されているので、特に不安定な状況ではない。また敷地西側に接近して、鉄筋コンクリート造の庁舎が建っているが、これらの建物についても耐震補強がすでに実施されているので、問題はないと判断される。

### 5-2 当面の改善措置と今後の対処方針

今のところ特に改善を必要とする箇所はないが、地震があった際は、石造物・石組・石積などの変位に注意する。また宅地（庭園）における、気象による災害の対策は以下の通りである。

#### i) 台風等

甚大な被害が想定される台風等に対しては、気象情報、特に警報等に留意し、適切に対応する。文化財（建造物）に影響を及ぼす範囲にある樹木は、倒木等により被害を及ぼす事のないように管理に努める。必要に応じて樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

#### ii) 雨、大雪等

集中的な降雨では、地表面に雨水が滞水しないように日常的に排水施設を管理する。また、雨水が集まるような場所では、表面排水の処理を行う。

大雪対策として、積雪による建造物や構造物の倒壊、倒木や樹木の枝折れ等に留意するとともに、来園者に危険が及ばないように伐採や剪定等の樹木を管理する。

### 5-3 環境保全施設整備計画

#### (1) 宅地（庭園）の整備の方法

本庭園の保存及び活用のための、施設整備の基本的な考え方及び方法を以下に示す。  
詳細は庭園の保存管理計画に記載する。

#### ア. 旧岩崎邸庭園の整備プログラムを作成し、計画的な整備を行う

本庭園の復元整備上の大きな課題は、以下の3点である。これらは、整備プログラムを作成し、計画的に整備を行う。

- ①アプローチ、車回しの景観再現に伴う整備については、売札所等の便益施設の機能や園内の来園者動線の確保、イチョウの大径木の樹勢維持について十分に検討した上で、計画的に実施する。
- ②西四阿周辺の景観再現に伴う整備については、史資料や遺構について十分に調査した上で検討を行う。

- ③西四阿、東四阿、稲荷神社など岩崎久彌時代の構成要素の復元については、史資料や遺構を十分に調査した上で検討を行う。遺構の保護と庭園景観の保全とが両立できるように十分に検討し計画的に整備する

#### イ. 景の復元に努める

庭園の復元においては、「景（景観）の復元」を欠くことはできない。本庭園の景は和風・洋風の2つの景観軸に代表されるが、洋館や撞球室から芝庭を前に広く眺め渡す景観や、撞球室と一体となった洋風庭園の景観、園路沿いのシークエンス景観など多彩な景で構成されている。史資料調査等から改めて解析された「景」の再現については、庭園が目標とする姿の回復・保存の考え方のもと、施設の復元や、樹木の復元や更新等に取り組む。

#### ウ. 現代のニーズに応える整備を行う

旧岩崎邸庭園では、来園者の知的好奇心に応えるべく、建築物内で映像や展示解説、ガイドツアーを行うとともに、文化財である建築物にちなむイベントや季節の催しなどを行っている。

アンケートなどにより来園者の多様なニーズを把握するとともに、鑑賞をはじめとした、庭園を舞台とした多様な楽しみが提供できるよう、文化財の保存と均衡を保ちつつ、体験メニューとプログラムの開発を進め、これらを実施するために必要な機能と施設整備を検討する。これらソフト・ハード整備の対策は、関係者が連携して取り組む。

#### エ. すべての人がともに楽しむことができるユニバーサルデザインを目指す

旧岩崎邸庭園では、既にバリアフリールートの整備を行っているが、来園した人々が、障碍の有無、言語の違い等により不自由を感じることができるだけないように、庭園景観との調和に留意しつつ、誘導標やその他必要な情報提供のための機能整備について、人的な手立て等を柔軟に組み合わせ、整えていく。

#### オ. 史資料に基づく復元整備を行う

復元対象によって史資料の量質に差はあるが、新たな史資料の収集と解析、遺構調査を行い、可能な限り正確な復元整備に努める。

復元整備にあたっては、復元方法等を有識者や関係機関等と協議し、周辺の庭園景観と調和するよう検討する。

### (2) 環境保全施設整備計画

施設の設置や改修を要する場合、「環境保全施設整備計画」を定めて執り行うこととする。旧岩崎邸庭園の整備の内容について、短期・中期・長期計画に分けて表3-7に整理する。短期計画は概ね5年以内、中期計画は概ね10年以内、長期計画はそれ以降を基本方針として実際の復元に当たっては、史資料調査、遺構調査等を行ったうえで、その復元のあり方を

検証し、整備を判断する。そのため、その検証状況や社会情勢の変化等により、短期・中期・長期の区分は変更することがある。

表3-7 整備事業計画一覧

	短期計画	中期計画	長期計画
地形			
庭園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲荷神社跡の修復</li> <li>・東四阿跡の修復</li> <li>・西四阿跡の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附煉瓦塀、附洋館北面袖塀の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東四阿の復元</li> <li>・西四阿の復元</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トウジュロの更新</li> <li>・車回し周辺のモッコクの樹形再生、又は植替えの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傘楓の復元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢化して利用上の危険がある木の更新</li> </ul>
石造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損状況の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲荷神社横の手水鉢基礎の修復</li> <li>・手水鉢の修復</li> <li>・久彌時代の排水桝の修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損箇所への修復</li> </ul>
景石		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪見灯笼前の景石の復元の検討</li> <li>・芝庭内の浮石の移設検討</li> </ul>	
公開・活用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園内の誘導板の設置</li> <li>・解説展示の更新</li> </ul>		
便益施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・坪庭の景観再現を含めた和館北側の水屋の拡充（活用）</li> </ul>	
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理所の撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備の更新</li> <li>・内門周辺の再整備</li> </ul>	
管理運営のための建物			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理所撤去後の車回しの修景</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・西四阿周辺の景観の再現</li> </ul>

※庭園整備の詳細については、「東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧岩崎邸庭園）」を参照すること。

## 第4章 防災計画

### 1. 防火・防犯計画

#### 1-1 防火対策

##### ① 当該文化財の燃焼特性

旧岩崎家住宅の規模及び構造は以下のとおり木造が主であり、個々の建物自体の燃焼性は高い。

洋館：531.5㎡、木造2階建、地下1階、スレート葺

撞球室：138㎡、木造平屋建、地下1階、スレート葺

和館（大広間）：319.6㎡、木造平屋建・棧瓦葺

附洋館北面袖塀：34.1m、石造

附煉瓦塀：191m、煉瓦造

##### ② 延焼の危険性

旧岩崎家住宅の周辺は、鉄筋コンクリート造の建築物がほとんどであり、庭園敷地と周辺の建築物の間に一定の距離があるため、周辺地域からの延焼の危険性は低いと思われるが、敷地の外周の樹木は、落葉広葉樹が主体であり、大量の落葉が発生するため管理が必要である。

文化財（建造物）との近接距離が20m以下の第1種近接建造物等

西側：鉄筋コンクリート造（5階建・2階建各1棟）

##### ③ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

都立公園として一般利用者に広く開放するため、不特定多数の利用が見込まれる。敷地内での火気使用許可箇所の限定及び早期発見、初期消火体制を整える必要がある。

#### 1-2 防火管理計画

##### ① 防火管理者の氏名及び住所

今後、保存活用にあたって防火管理者を定め、防火管理を実施するために必要な事項を、別添「維持管理マニュアル」の記載のとおりとし、これに基づき防火管理業務を実施する。

また、同計画作成にあたっては、当該文化財の実態に即した実行性のあるものとし、今後の保存活用の中で状況に応じて見直し検討することとする。

防火管理者：旧岩崎邸庭園サービスセンター長

消防計画：防火管理者は、消防計画を作成し、所轄消防署（上野消防署）に届け出ている。

##### ② 防火管理区域の設定

防火管理区域は、当該文化財（建造物）の防火のために配慮する部分であり、周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲及びその間の最小範囲を合わせた区域とする。周囲20mにかかる隣接建造物については、管理者に防火上の配慮を要請する。

### ③ 防火環境の把握

区域内の燃焼特性については、前述の「当該文化財の燃焼特性」及び「延焼の危険性」を参照する。

### ④ 予防措置

#### 1) 火気などの管理

敷地内は全面禁煙とし、標識等により明示する。火気使用の際の火気管理を厳重にし、火災を未然に防ぐ。敷地内及び建造物内の可燃物について、整理整頓もしくは除去など、常に管理する。

#### 2) 可燃物の管理

敷地内及び建造物内の可燃性物品の除去又は整理整頓を行う。

#### 3) 警備

公開時間内は職員による巡回を行い、夜間の警備については警備会社と契約し、常駐職員により巡視等の警備を行う。また主要な部屋については監視カメラを設置する。

#### 4) 安全対策

各建物とも出入口が複数あり、これらを避難口とする適切な誘導表示施設を、文化財としての景観を損なわない範囲で設置する。また、公開時には管理人（券売所職員含む）による利用者の人数把握等に努め、洋館2階への立入り人数を制限する。

### ⑤ 消火体制

公開時間においては職員等、夜間においては常駐職員による。初期消火を図ると共に、自動火災報知設備を設置し、所轄消防署（下記）への通報を行う。

**上野消防署** 台東区上野5丁目2番9号 電話 03-3841-0119

消火体制の詳細については、所轄消防機関の指導のもと、初期消火体制及び消火訓練計画を定め、年1回程度消火訓練を実施する。

# 防災管理区域及び設備配置図

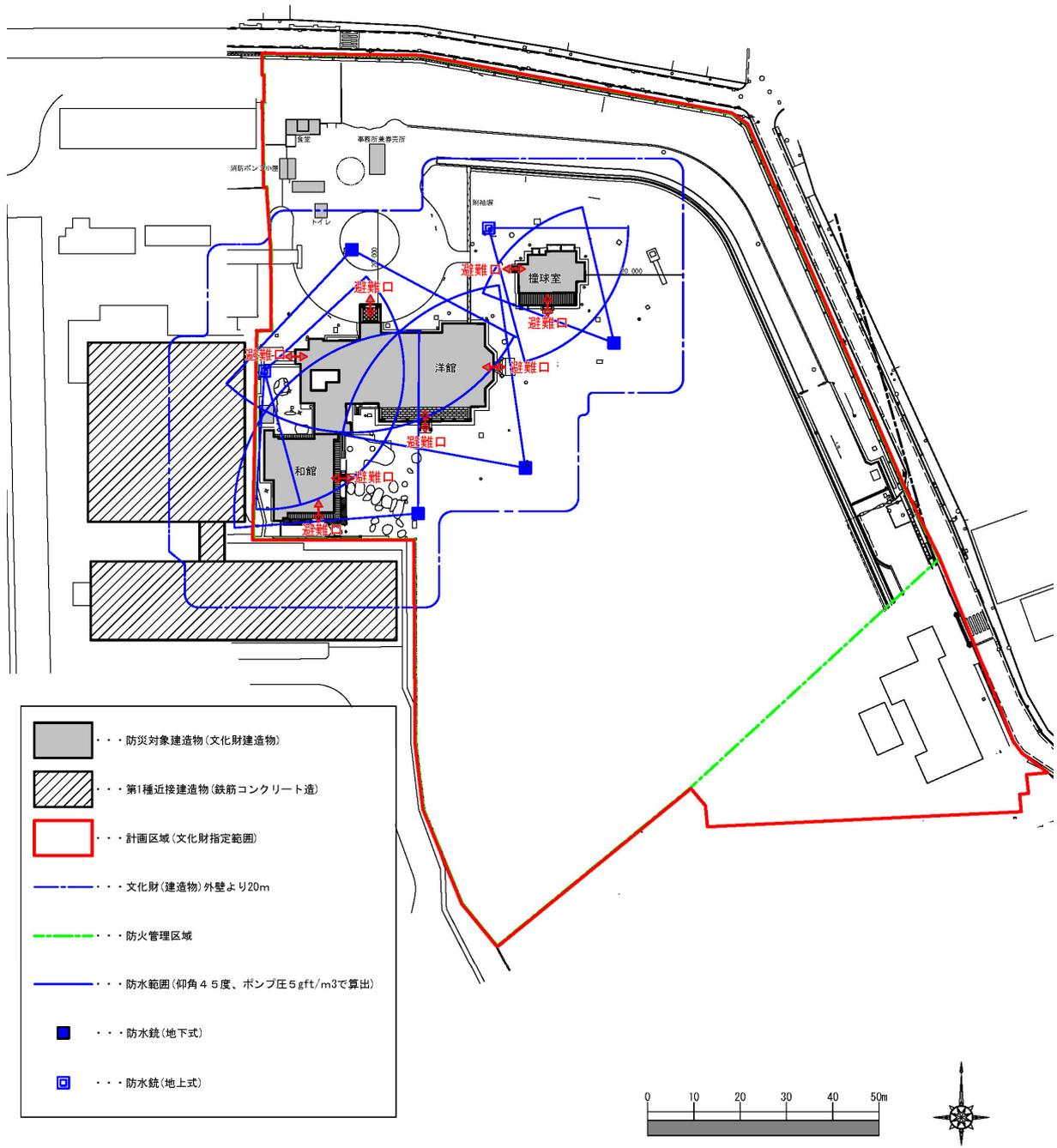


図4-1 防災管理区域及び設備配置図(現状)

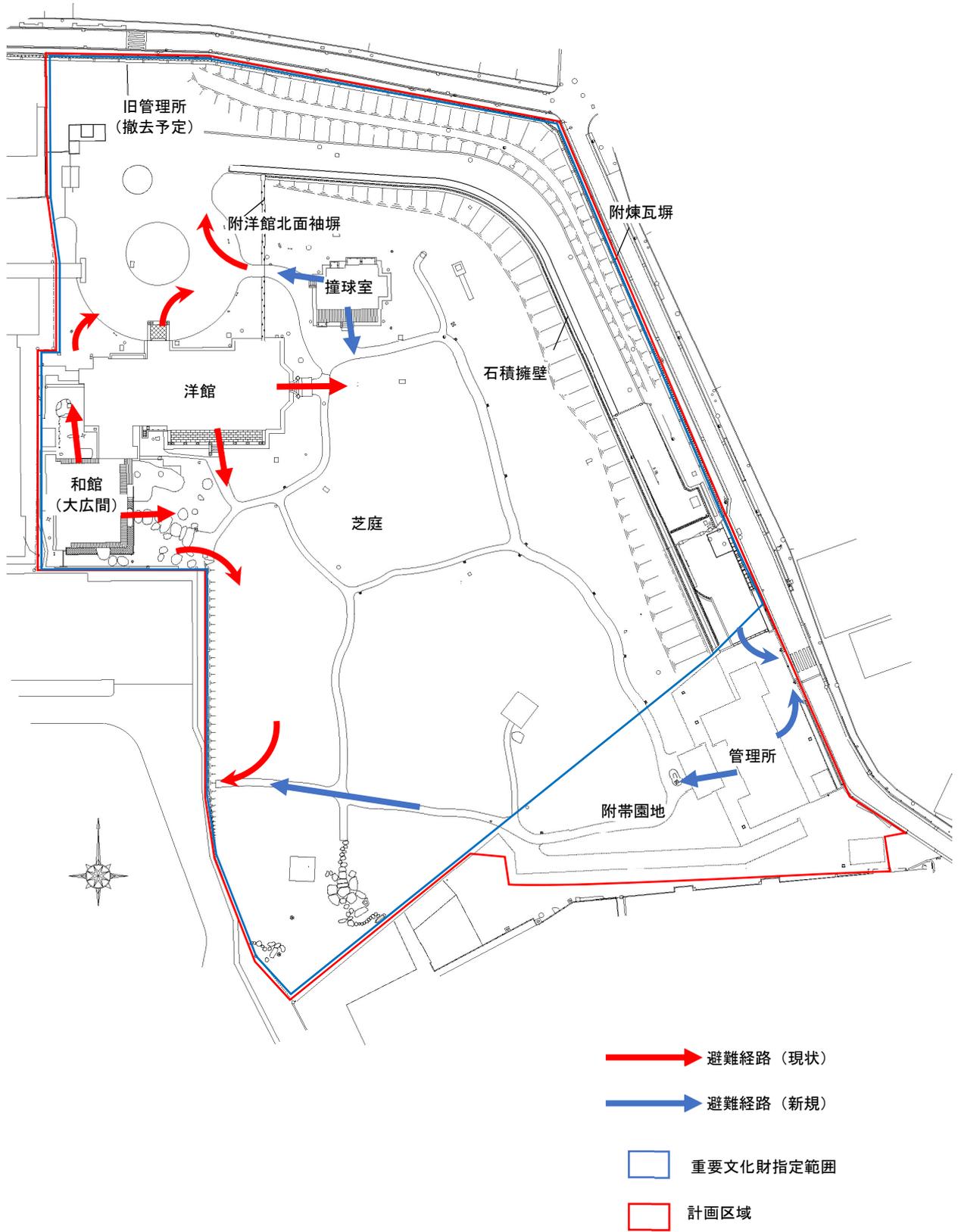


図4-2 敷地避難経路

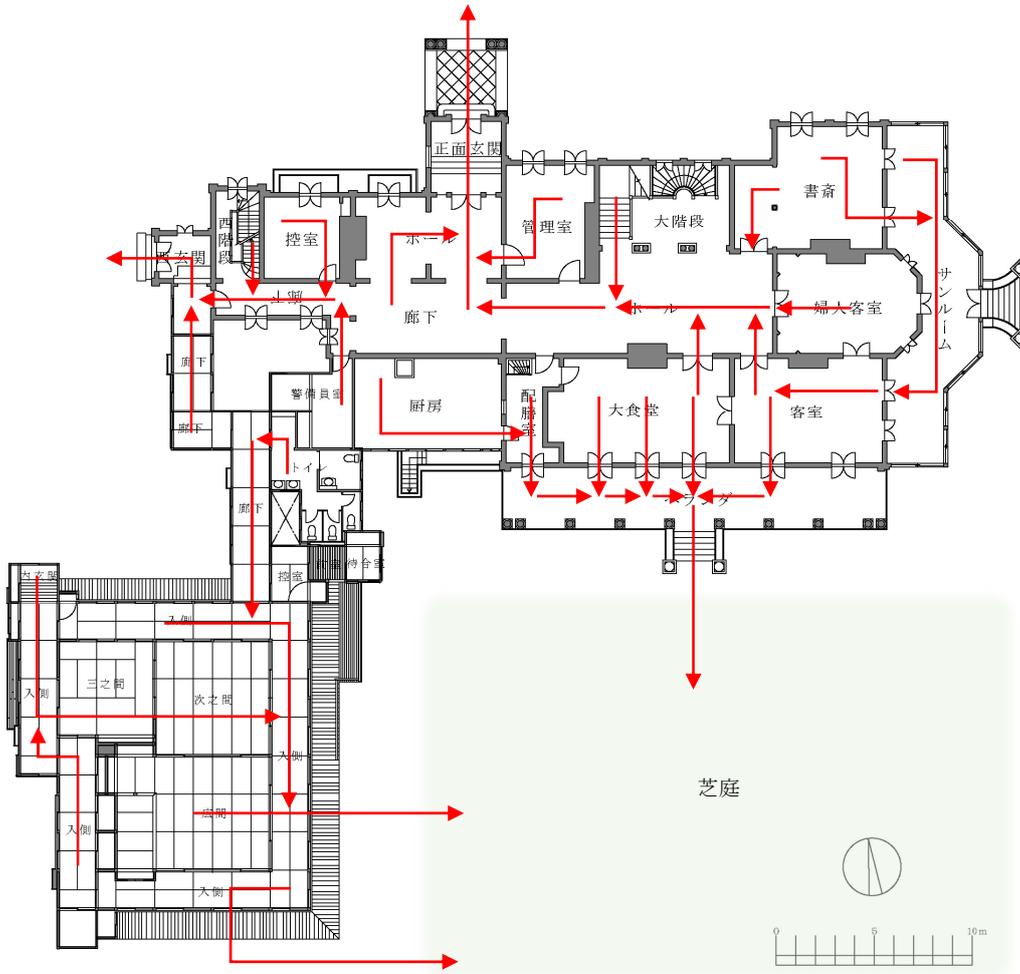


図4-3 洋館・和館1階避難経路

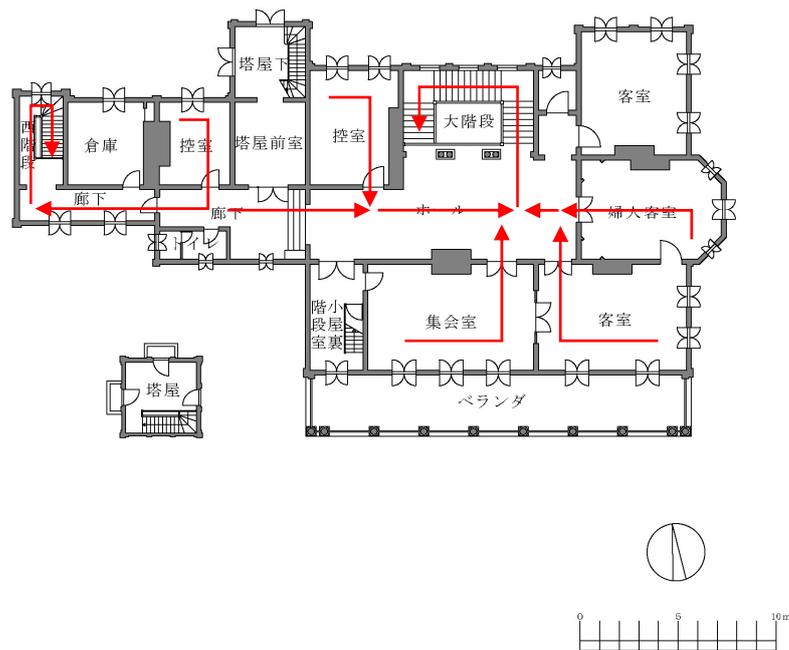


図4-4 洋館2階避難経路

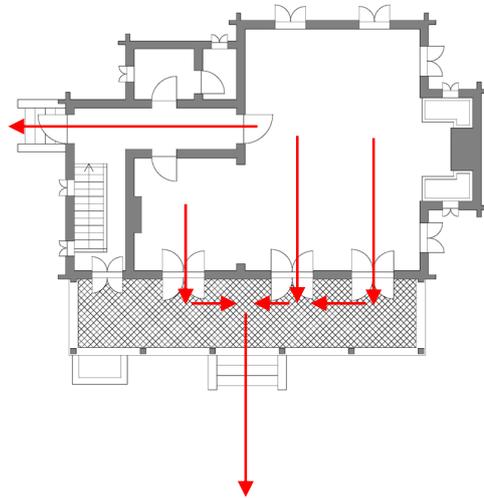


図4-5 撞球室避難経路（新規）

### 1-3 防犯計画

#### ① 事故歴

毀損・放火・盗難等に係る事故の履歴はない。

#### ② 事故防止のための措置

公開時間内は適宜巡回を行う。

#### ③ 今後の対処方針

夜間の警備については警備会社と契約し、常駐職員により巡視等の警備を行う。また主要な部屋については監視カメラを設置する。

## 1-4 防災設備計画

## ① 設備整備計画

「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（令和3年・文化庁）に基づき、機器更新に併せて適切な機器へ更新する。

## 1) 火災警報設備

現警報設備（自動火災報知設備）を存続・使用する。

熱感知器は、煙感知器へ変更する。また、外部には炎感知器を増設する。

表4-1 火災警報設備設置状況

建物名称	火災警報設備	備考・方針
洋館1階・2階	熱感知器（空気管）	煙感知器へ変更
洋館地下・小屋裏	熱感知器（スポット型・差動、定温）	
洋館階段	煙感知器（光電式）	
和館（大広間）	熱感知器（空気管）	煙感知器へ変更
和館（大広間）地下・小屋裏	熱感知器（スポット型・差動）	
撞球室	熱感知器（空気管）	煙感知器へ変更

## 2) 消火設備

現消火設備（放水銃）を存続・使用する。また要所に消火器を設置する。

初期消火に有効な消火栓を設置する。

表4-2 消火設備設置状況

建物名称	消火設備	備考・方針
洋館	消火器 14箇所	
和館（大広間）	消火器 6箇所	
撞球室	消火器 1箇所	
建物周囲	放水銃 6基	屋外消火栓を増設
	ポンプ室及び地下貯水槽	
その他	消火器 3箇所	

## 3) 雷保護設備

現避雷針設備は機器更新に併せて適切な機器へ更新する。

また、電気設備、自火報設備の更新の際は雷サージ機能を付加した機器を選定する。

表4-3 防犯設備設置状況

建物名称	避雷針設備	備考・方針
洋館	避雷針	
和館（大広間）	避雷針	
撞球室	避雷針	

#### 4) 防犯設備

防犯カメラを設置し管理を行っている。また、赤外線センサーを洋館・大広間・撞球室を囲うように設置している。

表 4-4 防犯設備設置状況

建物名称	防犯設備	備考・方針
洋館	防犯カメラ	公開範囲拡大に併せて再検討
和館（大広間）	防犯カメラ	
撞球室	防犯カメラ	公開範囲拡大に併せて再検討
建物周囲	赤外線センサー	
管理所(令和5年竣工)	防犯カメラ	

#### ② 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、自主的に点検を行い、設備の位置・構造・不良事項・注意事項を的確に把握するとともに、その機能を最良の状態に維持する。詳細は別添「維持管理マニュアル」に定める。

## 2. 地震対策

### 2-1 耐震診断

#### (1) 地震時の安全性に関わる課題

文化財（建造物）の内、附洋館北面袖塀以外は耐震診断を実施し、耐震対策を講じている。

#### (2) 耐震診断

「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁、平成11年4月）に基づき、各建物の耐震性能を把握した。その結果によって耐震補強工事を行った。

各棟毎に耐震診断及び構造補強の経過、補強後の耐震性能、診断及び補強設計に際して行った耐震要素の評価試験及び地盤調査資料は巻末に参考資料として添付した。

表4-5 耐震診断・耐震対策の経緯

年度	建物名	検討・対策内容
平成15(2003)年度	附煉瓦塀	補強の検討、補強用控の設置 補強用控壁設置、挿筋補強、塀頂部笠木補強
平成20(2008)年度	耐震診断の実施 「旧岩崎家住宅洋館・撞球室・大広間 構造検討書」	
	洋館	診断結果： 震度Ⅴ程度の中地震動時には十分な耐震性能がある。 震度Ⅵ強～Ⅶの大地震動時については、壁構造の変形性能に関するデータが不足しており正確な評価が困難である。 壁体の実物大実験等を行い粘り強いことが分かれば、必要な耐震性能を満たす可能性がある。
	撞球室	診断結果： 大地震動時でも耐震性能を満たしており、補強の必要は無い。
	和館（大広間）	診断結果： 中地震動時でも耐震性能が不足しており、補強が必要である。 また煉瓦積基礎一部の沈下が進行しており（南東隅10年で約5cm）、地盤改良により沈下を抑制する必要がある。
平成21(2009)年度	和館（大広間）	地盤改良工事と耐震補強工事の実施設計
平成22(2010)年度	洋館	壁体の実物大試験体による加力実験 「旧岩崎邸庭園洋館耐震性能確認調査に関する報

年度	建物名	検討・対策内容
		告書 その1、その2」 大地震動時の耐震性能を知るために実施。 経過及び結果は文化庁等関係者と協議し、耐震性能が不足する塔屋部分について補強案を検討した。
	和館（大広間）	地盤改良工事施工
平成 23（2011）年度	洋 館	塔屋耐震補強工事の実施設計 「旧岩崎邸庭園洋館耐震補強実施設計業務報告書」
平成 23（2011）年度	和館（大広間）	耐震補強工事施工
平成 24（2012）年度	洋 館	耐震補強工事施工

## 2 - 2 地震時の対処方針

関係者と協力して消火・避難等の活動に携わる。また、被災者の救助を優先して行うとともに、文化財（建造物）とその部材の保護に努める。

主要構造物が大きく破損した場合は、支柱・ワイヤー等による支持、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する養生、立ち入り制限等の措置を取る。

附洋館北面袖塀は耐震診断未実施のため、地震発生時に万が一倒壊した場合のことを想定し、接近防止等の対策を検討する。

### 3. 気象災害対策

#### 3-1 被害の想定

台風：屋根葺材（瓦・スレート）の飛散、雨水の吹き込み、錠戸の破損、ガラスの破損

豪雨：樋のオーバーフローによる雨漏

豪雪：屋根葺材（瓦・スレート）の破損

#### 3-2 今後の対処方針

気象情報、特に気象警報・注意報などに留意して適切な対応を取る。また文化財（建造物）に影響を及ぼす範囲にある樹木は、倒木等により被害を及ぼす事のないように管理に努める。必要に応じて樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。強風時における遮蔽や支持等の応急処置について方針を定めることとする。

##### ①大規模テロ等に伴う災害

(1)大規模テロ等に伴う災害時の活動は、自衛消防隊の編成（図4-6）により、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行うものとする。また、この編成では対策が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は担当の増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

(2)行政機関からの指示等に従うことを原則とする。

(3)行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。

(4)本園内で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関の指示を待つ。

##### ②大雨・強風等

(1)日常の大雨・強風対策、被害の未然防止措置について

ア. 大雨・強風に備え、日頃から排水設備の点検・清掃及び落下危険のある物の除去を図る。

イ. 停電時等でも正しい情報が入手できるよう、ラジオ等を備えておく。

(2)大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動について

大雨・強風等に伴う災害発生時の活動は、自衛消防隊の編成（図4-6）によるほか、次の事項について行う。

また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当の増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

ア. 大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合、以下の活動を行う。

- ① 建物内外の定期巡回
- ② 屋外に通じる窓、扉の閉鎖

イ. 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合、以下の活動を行う。

- ① 資器材の点検、排水設備の点検・確認
- ② 地下部分への立ち入り制限

### ③受傷事故

(1)受傷事故等に対する事前の備え

- ア. 職員等に救命講習の受講等の促進を図る。
- イ. 応急救護し機材の定期点検・整備を行う。

(2)受傷事故等発生時の活動

受傷事故等発生時の活動は、自衛消防隊の編成（図4-6）によるほか、次の項目について行う。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当の増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

- ア. 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
- イ. 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- ウ. 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- エ. 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

「都立岩崎邸庭園洋館・和館・撞球室 消防計画」より

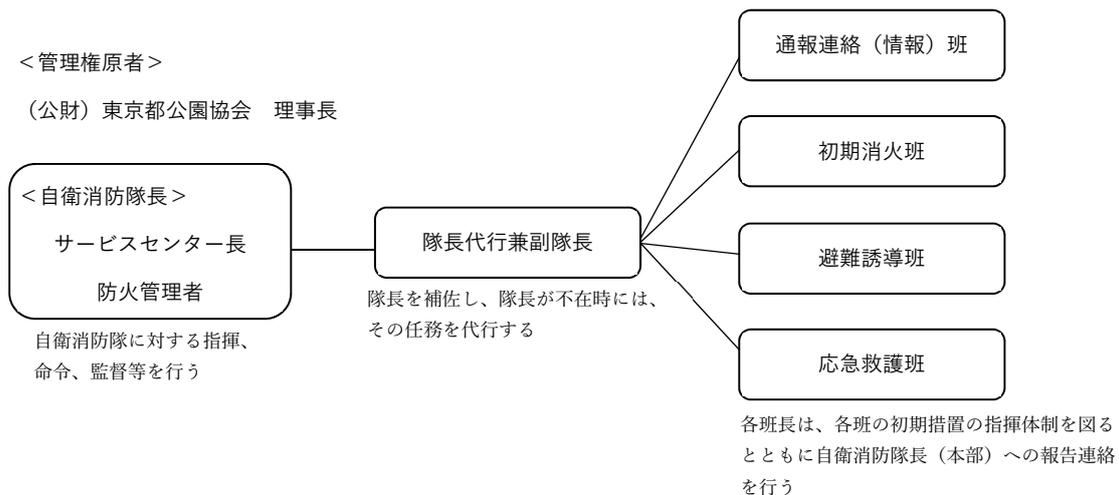


図4-6 自衛消防隊の編成  
「都立岩崎邸庭園洋館・和館・撞球室 消防計画」より

## 第5章 活用計画

### 1. 公開活用の経緯

昭和 36（1961）年、洋館・撞球室を重要文化財（建造物）に指定。【最高裁判所所管】

\* 書記官研修所として使用

昭和 44（1969）年、敷地西部の建物を取り壊して、司法研修所を建設。和館（大広間）、附洋館北面袖塀の追加指定。\* 司法研修所として使用

平成 6（1994）年、敷地北東部を文部省に所管替え。\* 週1回の公開

平成 11（1999）年、附煉瓦塀・土地を文化財指定。【文部省所管】

平成 13（2001）年 10 月、東京都が行政財産使用許可を得て、都立公園「旧岩崎邸庭園」として大広間及び庭園の一部を公開。

平成 15（2003）年 4 月、保存修理工事を終え、東京都が管理団体として建物と敷地を公開。

#### 1-1 主な活用履歴

開催時期	内容
平成 15（2003）年	開園イベント：アーティストによるパフォーマンス。 ガイドボランティアグループ「茅町コンドル会」発足。
平成 17（2005）年	コンサート、ミントンの秘密展
平成 24（2012）年	洋館ライトアップ
平成 25（2013）年	庭園文化フェスティバル
平成 26（2014）年	洋館ライトアップ
平成 28（2016）年	コンサート、生花展示 「ジョサイア・コンドルと岩崎久彌邸」シンポジウム、パネル展示 「金唐革紙」ワークショップ
平成 29（2017）年	「日本における洋館の出現と邸宅建築の変遷」講演会
平成 30（2018）年	コンサート、特別展示、いけばな展、体験イベント、コンサート 「金唐革紙」ワークショップ
令和元（2019）年	コンサート、音楽会、体験イベント、コンサート、フラワーショー コンサート、「金唐革紙」ワークショップ、「岩崎久彌とその家族の日々」講演会、ガイドツアーほか
令和 2（2020）年	生花展示
令和 3（2021）年	婚礼前撮り撮影パッケージ販売

#### 1-2 主な活動団体

団体名	活動内容
茅町コンドル会	ガイド活動
金唐紙友の会	金唐紙の普及・啓発活動(イベント等対応)
花ふじフラワースクール	生花展示

### 1-3 入園者数

旧岩崎家住宅の平成20（2008）年度から令和5（2023）年度までの来園者数の推移を表5-1、令和5（2023）年度の月別利用者数の推移を表5-2に示す。

春期の花見シーズンや、正月開園時期及び秋（10～11月）の利用が多い。周辺には上野恩賜公園などが位置しており、それらのイベント時にあわせて利用者が増加する傾向がある。

表5-1 旧岩崎邸庭園の入園者数（単位：人）

年度	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
総来園者数	214,816人	256,525人	331,267人	219,080人	215,752人	196,302人

年度	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総来園者数	211,404人	228,770人	203,656人	192,750人	173,477人	152,379人

年度	令和2年度 (2020) ※	令和3年度 (2021) ※	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総来園者数	39,901人	50,202人	131,658人	153,488人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の期間については臨時休園とした。

令和2（2020）年3月28日～令和2（2020）年5月31日

令和2（2020）年12月26日～令和3（2021）年6月3日

令和4（2022）年1月11日～令和4（2022）年3月21日

表5-2 旧岩崎邸庭園の月別利用者の推移（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	令和5年度 153,488人	11,579人	15,637人	8,850人	6,752人	6,280人
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	17,925人	18,088人	12,658人	11,491人	14,285人	18,865人

### 1-4 利用状況

旧岩崎家住宅は洋館、和館（大広間）、撞球室の3棟と、宅地（庭園）が重要文化財（建造物）に指定され、東京都が所有者である国から管理許可を受け、管理運営を行っている。

建造物の見学にはボランティアガイドにより45分程度洋館、和館（大広間）内を解説する「定例ガイド」を1日2回行っている。また、洋館の地下と撞球室へ続く地下通路を見学する「地下・撞球室ガイド」（毎月15日10時～、13時～計2回 各40分程度、定員各回10名）を実施している。

また、和館（大広間）では有料の喫茶サービスを提供している。

このほか、洋館では、生花展示や出土品展、講演会、コンサートといったイベントを実施している。

令和3年10月からは、婚礼、成人式、七五三等の撮影（館内撮影パッケージ販売事業）を開始した。（表5-3 旧岩崎邸庭園年間行事（令和4（2022）年度）参照）

## 2. 旧岩崎邸庭園で実施してきた取組み

1-4の利用の状況より、旧岩崎家住宅の来園者数は平成20(2008)年以降20万人前後で推移している。多様な来園者ニーズに対応するため、旧岩崎家住宅で実施してきた取組みを以下に示す。

### 2-1 開園時間

原則、年末年始を除いて毎日開園している。開園時間は、原則午前9時から午後5時までである。

### 2-2 園内行事の充実

旧岩崎家住宅では、様々な行事を年間を通して実施している。令和4(2022)年度に行った主な行事を表5-3に示す。

主な行事として、金唐紙を楽しむウィークでは、金唐紙の展示や製作体験ワークショップを開催したほか、令和3年度芝庭復元工事で出土した品の展示とパネル解説や、「旧岩崎邸ミステリーツアー」と題して、非公開の地下室や塔屋を活用したイベントを実施するなど、旧岩崎家住宅の魅力を活かしたイベントを実施し、好評を得ている。

その他、7月には七夕飾り、12月には、門松づくりなど技能職員による解説付き見学会、1月には正月開園に合わせたイベント、2月には庭さんぽとして、職員によるテーマを決めた庭園案内を開催するほか、ボランティアガイドによる定期的な庭園ガイド等、季節に合わせたイベントを行った。

これまでに開催した他の都立庭園と連携したイベントは、江戸東京リシンク展-旧岩崎邸庭園で見るアートが紡ぐ伝統産業の未来-(2022年東京都・江戸東京きらりプロジェクト主催・オンライン開催)や、岩崎家ゆかりの都立庭園(六義園、殿ヶ谷戸庭園、清澄庭園)と連携した岩崎家ゆかりの都立庭園歴史紹介展(2017年・パネル展示)などがある。

また、令和5(2023)年度は芝庭復元工事完了記念イベントとして芝庭を含めたミステリーツアー、芝庭を使ったコンサート等を開催した。

### 2-3 ユニバーサルデザイン

旧岩崎家住宅では、車椅子のまま建物内を見学することができるよう、洋館玄関に仮設スロープを常備し、1階は車椅子での見学が可能である。

敷地内は、車椅子で園内を通行できるルートと、急な坂道があるためエレベーターで庭園に上がるルートを設定している(図5-13)。また、外国人来園者への対応として、窓口での英語による案内の他、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、フランス語及びスペイン語表記のパンフレットを作成し、配布している。

## 2-4 自動体外式除細動器（AED）など高齢社会への対応

高齢化の進行に伴い旧岩崎家住宅の来園者も高齢者が多く、転倒や熱中症などの事故が発生している。旧岩崎家住宅ではAEDが2箇所常備されており、アルバイトも含めた庭園職員に対し応急手当やAEDの研修を毎年実施している。また、一部の職員は上級救命士の研修を受けている。熱中症対策として熱中症対策キット（保冷剤、経口補水液等）を常備し、冷房の入った部屋で休むことができるようにしている。

表5-3 旧岩崎邸庭園年間行事（令和4（2022）年度）

時期	事業名	内容	種別	参加人数
4月	東京・春・音楽祭～桜の街の音楽会～	東京・春・音楽祭実行委員会との共催によるコンサート	自主事業	（令和4年度は実施なし）
4月29日～5月5日	ゴールデンウィークの催し	クイズラリーやデジタル紙芝居等催し	イベント	7,722人
6月4日	旧岩崎邸ミステリーツアー	非公開の地下、塔屋等を活用したイベント（6月、10月の2回開催）	自主事業	34人
7月1日～7日	七夕飾り	来園者参加による短冊等の飾りつけ・七夕飾りの展示	イベント	1,350人
7月28日～31日	夏のいい庭(28日)キャンペーン!	歴史ある貴重な文化財庭園の価値や魅力を、より多くの方に知っていただくための催し	自主事業	669人
10月8日	まちなかコンサート	（公財）東京都歴史文化財団等と共催で行う、音楽コンクール入賞者を中心とする出演者によるコンサート	自主事業	428人
10月15日～12月11日	紅葉めぐりスタンプラリー	都立庭園の紅葉の見ごろに合わせたスタンプラリー	自主事業	デジタル：746人 アナログ：1,804人
10月22日	旧岩崎邸ミステリーツアー	非公開の地下、塔屋等を活用したイベント（6月、10月の2回開催）	自主事業	32人
10月25日～11月6日	芝庭復元工事出土品展示	令和3年度芝庭復元工事で出土した品の展示とパネル解説	イベント	7,001人
11月3日	午後のミニコンサート	東京藝大関係者を中心とする出演者によるコンサート	自主事業	397人
11月11日～12月4日	旧岩崎邸で堪能する「美」	假屋崎省吾イベント実行委員会との共催による華道家 假屋崎省吾氏の作品展示	自主事業	17,483人
12月17日～1月15日	金唐紙を楽しむウィーク	金唐紙の展示や製作体験ワークショップ	イベント	8,285人
12月22日	伝統技能見学会	技能職員による解説付見学会	イベント	89人
1月2日・3日	正月開園・催し	新春に相応しい催し	イベント	1,087人
2月23日	庭さんぽ	庭園職員による庭園案内	イベント	21人
通年開催				
毎日 (8月休止)	庭園ガイドボランティア	庭園ガイドボランティアによる庭園案内	都民協働	合計：4,169人
第2木曜日 ※8月を除く	撞球室特別ガイド	庭園ガイドボランティアによる撞球室や地下室を含めた庭園案内	都民協働	（令和4年度は実施なし） 各回定員6人
毎週木曜日	生花の展示	公園友の会ボランティア 花ふじフラスコスクールによる室内の生花展示やイベントの実施	都民協働	-
11月7日 12月8日 1月12日 2月16日	庭園管理作業ボランティア	庭園管理作業ボランティアによる園内作業	都民協働	11月：2人 12月：2人 1月：3人 2月：2人
4月～7月 9月～3月	館内撮影パッケージ販売事業	開園時間外を活用した婚礼前撮り、七五三・成人式撮影の実施	自主事業	合計：36件



図 5 - 1 平成 17 (2005) 年オータムコンサート



図 5 - 2 平成 24 (2012) 年洋館ライトアップ



図 5 - 3 令和元 (2019) 年フラワーショー



図 5 - 4 令和元 (2019) 年フラワーショー



図 5 - 5 令和元 (2019) 年午後のミニコンサート



図 5 - 6 令和元 (2019) 年ミミズク先生ミニガイド

### 3. 公開その他活用の基本方針

#### 3-1 文化財としての価値の維持・保全

旧岩崎家住宅は明治期の典型的な大邸宅であり、洋館の金唐革紙の壁や和館の障壁画等の内装、和館（大広間）前の石組等の地形は貴重な遺構である。その価値を利用者へ十分に周知し、利用者の理解と協力により文化財を保全・継承していく。

貴重な文化財を、適切な環境のもと保護、保全していく必要があり、管理施設の設置等による現状の改変は必要最小限とする。

#### 3-2 文化財の公開と活用

旧岩崎家住宅の公開活用においては、文化財の保全に留意しつつ、広く一般に公開し、文化財を身近に感じ学べる場として、建物内や庭園で様々な文化活動を実施する。

文化財価値の普及のため、周辺施設や地域住民との連携を考慮した企画・運営を実施する。

#### 3-3 文化財の魅力の発信

多様な来園者を意識し、より多くの人々に文化財の価値を認識してもらうような活用を目指す。様々な媒体や言語での情報発信を行い、旧岩崎邸庭園の魅力を広くアピールする。

## 4. 公開計画

東京都（管理団体）が都立公園として有料公開する。

通常の一般公開のほか、企画行事を開催する。

公開に関わる都の条例・規則は以下の通り。

- ・東京都立公園条例、同施行規則、東京都会計事務規則
- ・東京都文化財保護条例
- ・東京都震災対策条例
- ・東京都情報公開条例、同施行規則
- ・東京都個人情報の保護に関する条例、同施行規則
- ・東京都物品管理規則、物品取扱要項
- ・公園運営の指針とすべき基準類
  - ①都市公園に基づく処分の基準
  - ②「集会・イベント等のための公園の占用に関する取扱」ほかの占用関係の基準及び通知
  - ③「東京都立公園条例で規定する既納の使用料および占用料の還付並びに使用料及び占用料の減免に関する取扱基準」ほか占使用料関係の基準及び通知
  - ④「自動販売機を公園に設置する場合の取扱い」ほか公園施設の設置関係の基準及び通知
  - ⑤「都立公園キャンプ広場の管理運営について」ほかの基準及び通知
  - ⑥都立公園管理マニュアル（事例集）
  - ⑦都立公園ボランティアの設置・運営に関する要綱
  - ⑧「環境省レッドリスト」ほか希少動植物に関する基準
  - ⑨「猛禽類保護の進め方」（環境省自然環境局野生生物課編）
  - ⑩東京における自然の保護と回復に関する条例、開発許可の手引（都環境局）
  - ⑪東京都地域防災計画、東京都震災復興マニュアル、防災対策の手引き
  - ⑫その他、都の指示する基準等

### 4-1 建造物の公開（図5-8～図5-12 参照）

- ・洋館、撞球室、和館（大広間）は公開施設として内部を一般に公開する。管理上の必要に応じて非公開部分を設定する。
- ・洋館2階は立入り人数を制限し、滞留人数を管理する。多数の入場が想定される繁忙期には1階入口部で入場票（50枚）を各見学者に手渡し、見学終了時に返却させる方法で入館人数の制限を行う。
- ・これまで非公開だった洋館1階控室、2階控室の公開を検討する。
- ・塔屋並びに地階及び地下通路は原則非公開とする。
- ・大広間の全体又は一部について、有償（又は無償）で貸与することができる。貸与時間中の一般公開は、大広間全体又は一部について制限することができる。貸与条件については条例等の定めによる。

#### 4-2 宅地（庭園）の公開（図5-13 参照）

- ・基本的に管理運営用エリアを除いた敷地全体を公開範囲とする。
- ・アプローチにあるイチョウの大径木の周辺は、イチョウの樹勢維持に配慮しながら一般公開を目標とする。
- ・植栽地や石組については、植物や地形の保護に配慮して立入りを禁止し、園路、芝生地からの見学を主体とした公開とする。
- ・敷地北東側にあるアプローチ脇の斜面地は、利用の安全面に配慮して立入りを禁止する。

#### 4-3 関連資料などの公開

文化庁等関連団体及び個人より資料提供等の協力を受けながら、管理所内ギャラリーや洋館内に展示し、一般に公開する。

公開にあたっては、その価値を十分理解し、適切な保存及び安全に配慮して慎重に取り扱う。また、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（平成8（1996）年7月12日文化庁長官裁定）によるものとする。

##### ① アーカイブの公開

史資料調査等による旧岩崎邸庭園の関連資料を、管理所内ギャラリーで公開展示を行う。また、ホームページにても公開し旧岩崎邸庭園の知識を広め、より深い文化財の鑑賞に資するものとする。

##### ② 保存修理工事保管部材の展示公開

過去の保存修理工事により取り外し保管された部材や発掘調査で出土した遺物等の展示を行う。ガイドツアー時に説明を行い、定期的に行う必要のある保存修理工事への理解を深めてもらおう。

##### ③ 石材の展示公開

旧岩崎邸庭園内には、多種多様の石材や石造物が存在する。これらのうち本来存在した位置にあるものは一部であり、その他の多くは解体された和館の庭園に存在したものと考えられる。これらの石材、石造物を庭園内に標本展示を行う。

#### 4-4 公開に係る情報提供

- ・公開時間等について周知に努める。
- ・企画行事等について告知に努める。
- ・情報提供の場としてホームページ等を活用する。

現在のホームページ：公益財団法人東京都公園協会 <http://www.tokyo-park.or.jp/>

#### 4-5 公開実績の記録

- ・一般入場者数（有料・無料）、企画行事の実施とこれに伴う入場者数等を記録し、今後の公開活用計画の基礎資料とする。
- ・入場者等の要望または意見を記録し、今後の公開活用計画の参考とする。

4-6 公開の注意事項等

以下の注意事項および禁止事項は、入口や主要な場所に多言語で表示し、パンフレットやウェブサイトに掲載する。また、ガイドや係員による口頭での説明も行う。

建物内の注意事項

- ・展示物や建造物には触れないでください。
- ・靴を脱いでください。
- ・飲食はご遠慮ください。
- ・フラッシュ撮影はご遠慮ください。
- ・土曜、日曜、祝日、無料公開日（1/2、1/3）は撮影をご遠慮ください。

庭園の注意事項

- ・ペットの持ち込み禁止
- ・動植物の捕獲採集及び持ち出し、餌やりはできません。
- ・柵の中、芝生地、植え込み地など、立入禁止区域へ立ち入らないでください。
- ・酒類の持込及び飲酒、宴会はできません。
- ・許可なく広告、宣伝、募金、物品の販売はできません。
- ・運動用具、遊戯器具、楽器類及び自転車、乳母車などを持ち込まないでください。
- ・火気厳禁。園内全面禁煙です。喫煙場所はありません。
- ・その他、庭園鑑賞や文化財保護に支障となる行為はできません。

## ご来園の皆様へ

Notice to visitors 致各位来宾 관람객 여러분께

本庭園は国指定の重要文化財です。  
 本庭園は國家指定の重要文化遺産。  
 本庭園은 국가 지정 중요 문화재입니다.

ご入園の皆様が気持ちよく庭園をご観賞いただき、貴重な文化財が永く保存されるよう、下記の事について、ご協力をお願い致します。  
 To allow all visitors to enjoy the gardens in comfort and to preserve this Important Cultural Property for future generations, we ask that you follow the guidelines listed below.  
 为便入園參觀的游客能够舒心的遊覽庭園，并長久保存珍貴的文化遺產，請就下方事項予以配合。

### 庭園のご案内

Garden Information 庭院介绍 정원 안내



**ペットの持ち込み禁止**  
No animals (pets) allowed on the premises (except for guide dogs, service dogs, and other similar animals).  
不可帶領動物(宠物)入園 ※導盲犬、服務犬等除外。  
동물(애완동물) 동반 입장은 불가합니다 ※원도안 안내견 등 제외



**動植物の捕獲採集及び持ち出し、餌やりはできません。**  
No trapping, taking, collecting, or feeding of any plants or animals on the premises.  
不可捕獲採集動植物以及帶出園外，不可喂食。  
동식물 포획 채집 및 반출, 먹이주는 금지되어 있습니다.



**柵の中、芝生地、植え込み地など、立ち入り禁止区域へ立ち入らないでください。**  
Stay out of fenced-off areas, lawn areas, shrubbery, and any other restricted areas.  
請勿進入柵內、草坪和花坛等禁止入內的區域。  
울타리 안쪽, 잔디, 식수지 등 출입금지구역에 들어가지 마십시오.



**酒類の持込及び飲酒、宴会はできません。**  
No alcohol parties allowed on the premises.  
不可携帶酒類入內，不可飲酒和舉行宴會。  
주류 반입 및 음주, 술자리는 불가합니다.



**許可なく広告、宣伝、募金、物品の販売はできません。**  
No advertising, publicity, fundraising, or commercial activity allowed without permission.  
未經許可，不可進行廣告、宣傳、募捐、銷售物品。  
무허가 광고, 선전, 모금, 물품 판매 행위는 금지되어 있습니다.



**運動用具・遊戯器具・楽器類及び自転車、乳母車などを持ち込まないでください。**  
No outside exercise equipment, play equipment, musical instruments, bicycles, strollers, or other similar items allowed on the premises.  
請勿携帶運動用品、遊樂器具、樂器類以及自行車、嬰兒車等入內。  
운동기구 놀이기구·악기를 및 자전거 유모차 등을 반입하지 마십시오.

**その他、庭園觀賞や文化財保護に支障となる行為はできません。**  
 No engaging in any conduct that may interfere with other visitors' enjoyment of the gardens or the preservation of cultural property  
 此外，不可進行妨碍觀賞庭園或破壞文化遺產的行為。 기타 정원 감상 및 문화재 보호에 지장을 주는 행위는 금지되어 있습니다.

### 館内のご案内

Facility Information 展馆介绍 관내 안내



**お手を触れないでください**  
Do Not Touch  
請勿觸摸 만지지 마십시오



**靴を脱いでください**  
Remove Your Shoes  
嚴禁穿鞋入內 신발 착용 금지



**飲食はご遠慮ください**  
No Food or Drink  
禁止飲食 음식물 금지



**フラッシュ撮影ご遠慮ください**  
No Flash Photography  
禁止使用閃光燈 플래시 촬영 금지



**撮影ご遠慮ください**  
No Photos  
禁止拍攝 촬영 금지

**土曜・日曜・祝日・無料公開日・1/2・3**  
Applies on Saturday/Sunday/holidays/free public days/January 2 and 3  
适用于周六、周日、公众假期，1月2日至3日的免费公众日 토요일, 일요일, 공휴일, 무료 공개 일, 1월 2·3 일에 적용

図5-7 来園者注意事項

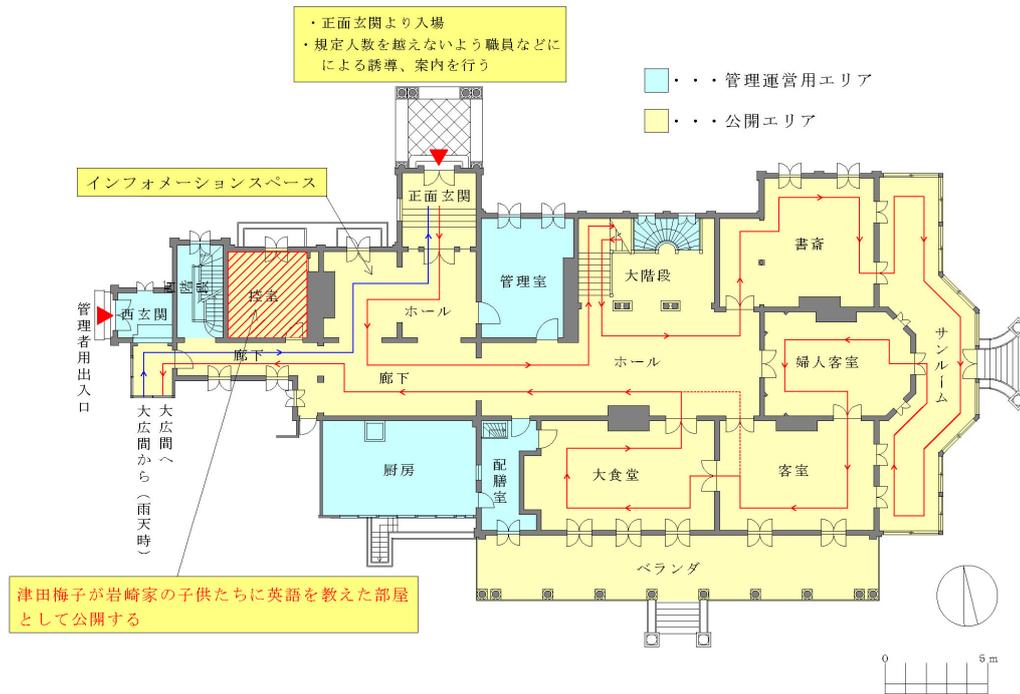


図5-8 公開計画（洋館1階）

第5章 活用計画

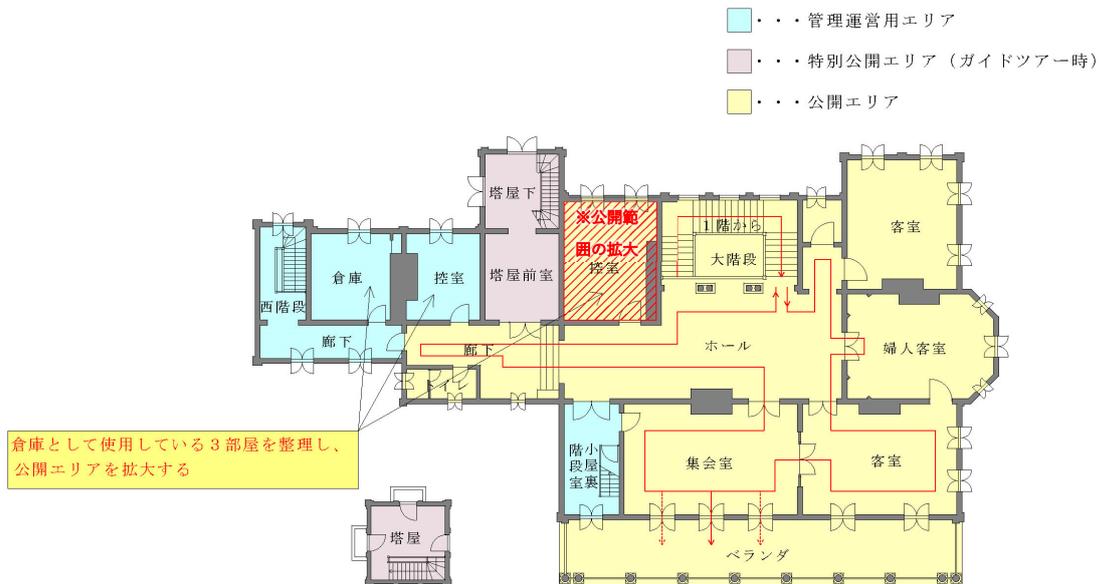


図5-9 公開計画（洋館2階）

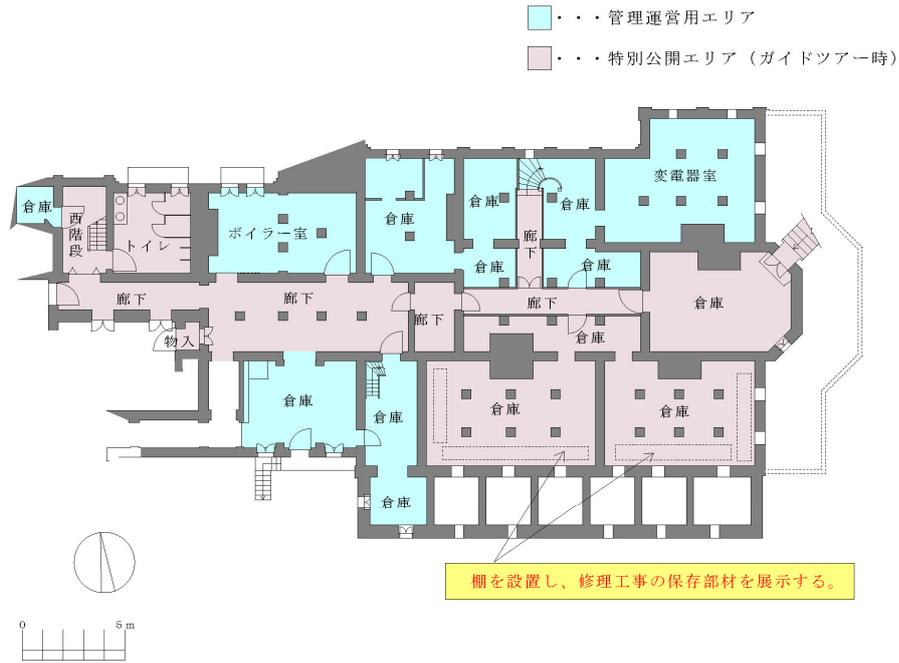
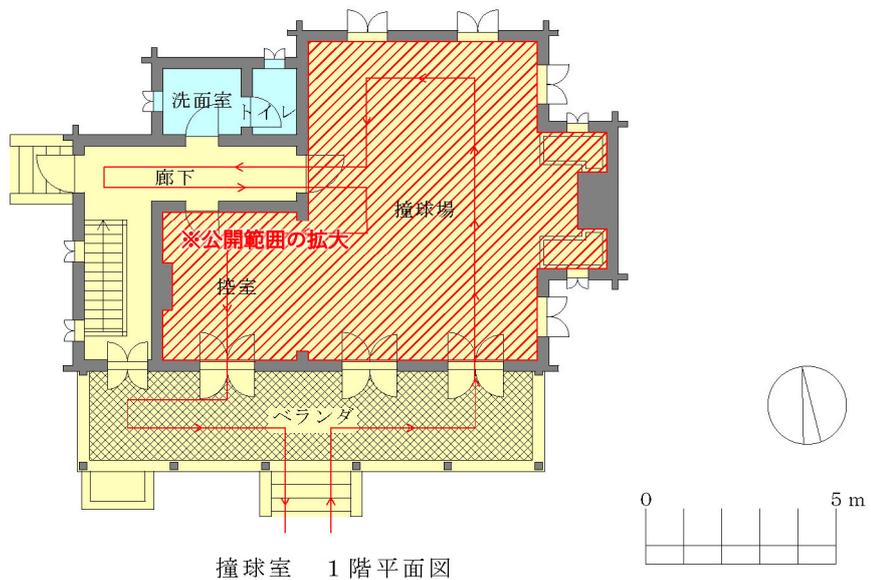


図5-10 公開計画（洋館地階）



撞球室 1階平面図

図5-11 公開計画（撞球室）

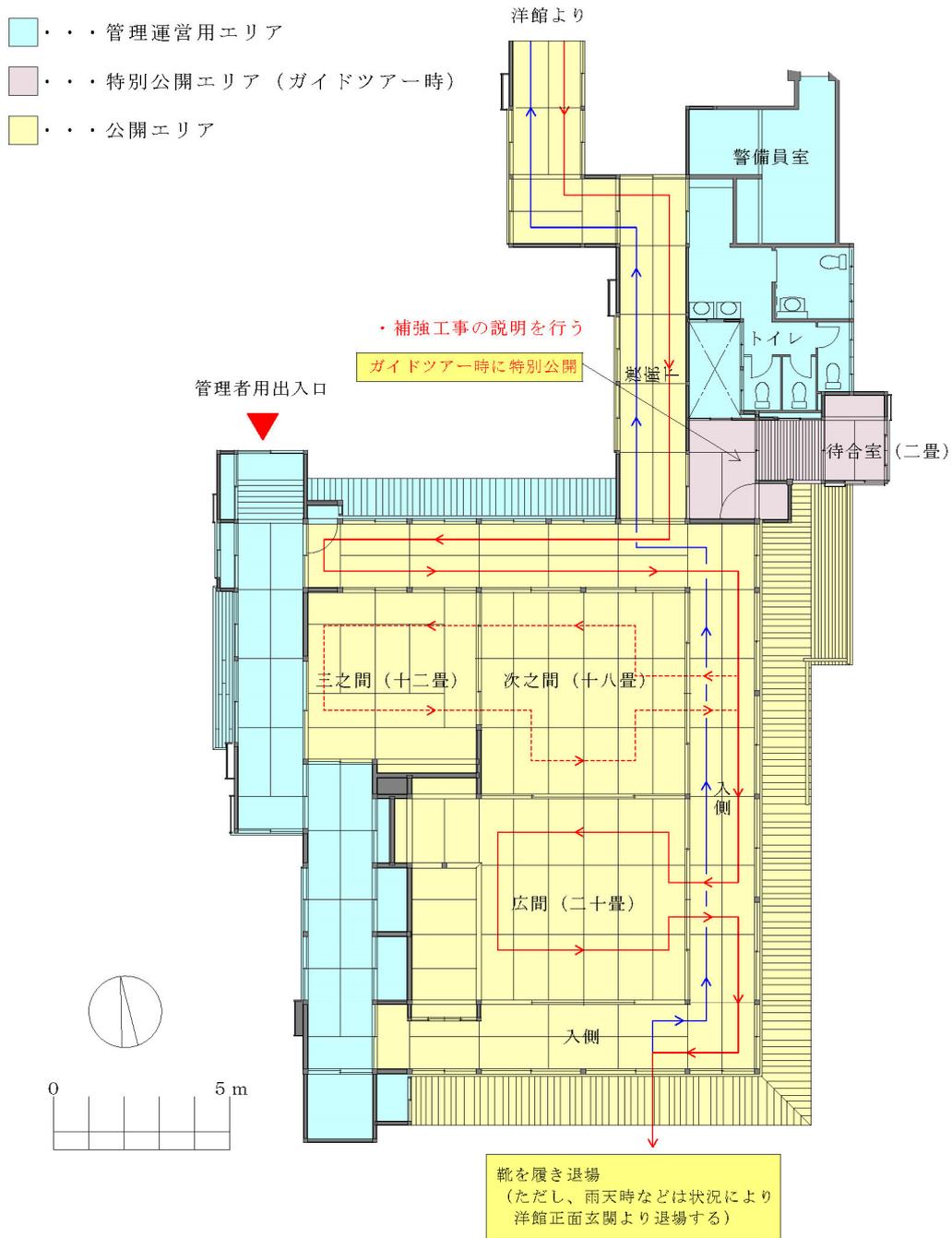


図5-12 公開計画（和館（大広間））



図5-13 公開計画（配置図）

## 5. 活用計画

### 5-1 計画条件の整理

表5-4 関係法令等

関連法令	関係事項
文化財保護法	現状変更や修理にあたっては許可申請、各種届出等を行う。必要な手続きは第6章に記載する。
建築基準法 (適用の除外)	建築基準法第3条第1項第1号により、文化財指定範囲は適用除外となる。新たな施設を新設する場合には適用する。
都市計画法	東京都都市計画公園第8・3・24号旧岩崎邸公園に都市計画決定されている。旧岩崎家住宅の位置する台東区池之端一丁目は第二種住居地域に該当する。
消防法	消防法施行令別表第一(17)重要文化財に規定される防火対象物である。警報・避難設備等については、原則として消防法による規制によるものとする。 見学範囲の拡大をする場合は、避難経路の検討や、消防との協議が必要。
食品衛生法	見学者に飲食を提供する場合には、食品衛生法を参照し遵守する。また保健所の指導を受ける。
福祉条例等	福祉のまちづくり条例をはじめとする、福祉関連の規定によるものとする。

### 5-2 実施に向けての課題

- ・電気、給排水、衛生、空調、防災等の諸設備の更新・整備
- ・活用に必要な諸設備の整備
- ・バリアフリー対応（建物内は対応済み）
- ・案内表示や説明板等の更新・整備
- ・ガイドブックやホームページ等による情報発信（情報通信基盤インフラの整備）
- ・多言語対応
- ・公開範囲拡大に伴う内装等の整備
- ・過去の修理工事保管部材の整理、保管方法の検討（地階、2階控室等）
- ・経緯不明の景石・石造物等の、継続的な調査
- ・設置位置が往事と異なるもの（景石・石造物等）の展示方法の検討
- ・活用に則して施設整備計画の見直しを定期的に行う。

### 5-3 活用の手法例

#### ① 旧岩崎家の価値を伝えるための活用

- ・ガイドボランティアによる解説ツアー
- ・文化財解説を目的とした講演会等の開催

#### 洋館

- ・内装（カーテン、絨毯、シャンデリア、家具等）の再現 ※要史資料調査

- ・室内展示（保存部材、家具調度品等の展示、イベントと連携した企画展示）
- ・ミニコンサート等室内イベントの開催（大食堂、大客室）
- ・塔屋、地下室の特別公開・ガイドツアー（地下に保存部材を展示）
- ・1階大食堂・客室を使用した軽飲食が可能なイベントの開催



図 5-14 洋館大食堂



図 5-15 洋館地下通路の特別公開

### 撞球室

- ・修理工事の完了した撞球室の内部を公開（公開範囲の拡張）
- ・内装修理工事内容の展示
- ・内装（ビリヤード台、器具等の展示、カーテン、シャンデリア等）の再現  
※要史資料調査
- ・ベランダを利用したイベントの開催（ミニコンサート等）



図 5-16 撞球室内部（現在は立入禁止）



図 5-17 撞球室ベランダ

### 和館（大広間）

- ・雛飾り、端午の節句、御簾の設置（夏季）等、季節にあわせた設えの再現（広間・次之間・三之間）
- ・抹茶サービスの拡充 ※水屋側に新たに整備し、中庭を再現する。



図 5-18 広間・次之間を一体的に活用



図 5-19 中庭の再現

## 管理所（展示ギャラリー、多目的室）

- ・岩崎家やジョサイア・コンドルに関する解説展示（1階ギャラリースペース）
- ・重要文化財旧岩崎家住宅に関する解説展示（1階ギャラリースペース）
- ・都内の文化財庭園と連携したイベントの開催（2階多目的室）
- ・「岩崎家ゆかりの地広域文化観光協議会」関連イベントの開催（2階多目的室）
- ・各イベントや展示に関連した講演会やワークショップ、レセプション等の開催（2階多目的室、3階休憩スペース）
- ・和館で行っている抹茶サービス、売店の拡張（3階休憩スペース）



図5-20 管理所1階ギャラリースペース



図5-21 管理所2階多目的室

### ② 建造物と庭園の一体的な活用

- ・洋館、撞球室と芝庭でのミニコンサートやレセプション等のイベントの開催
- ・和館（大広間）と芝庭での野点・茶会、園遊会等のイベントの開催
- ・建築物、紅葉時期等の樹木のライトアップ（夜間公開）
- ・管理所前庭園（附帯園地）にキッチンカーを出店する。

### ③ 日本文化・文化財の価値の発信

- ・国内外の来園者を対象とした日本の多様な伝統文化を体験できるプログラムの実施
- ・ガイドボランティアによる案内の充実
- ・情報通信技術を活用したガイドサービスの導入
- ・国外からの利用者を意識した、多言語標記によるホームページや解説資料、外国語によるガイドの充実
- ・新たに整備された庭園の要所に解説サインを設置し、文化財鑑賞の利便性を高める。

### ④ 周辺施設等との連携

- ・都内の官民それぞれの庭園と連携を強化し、共通ガイドブックの作成やホームページの充実。外国人観光客を対象とした庭園周遊ツアーの実施などを通して、庭園の魅力を広くアピールする。
- ・庭園をめぐるスタンプラリーの実施、ウェルカムチケットの活用など、新たな来園者層の獲得につながる魅力づくりや利用者サービスの向上を図る。
- ・周辺施設（国立西洋美術館、東京国立博物館、国立近現代建築資料館等）との連携した活用を検討する。

## 5-4 建築計画

- ① 平面計画（活用イメージ） 図（図 5-22、図 5-23、図 5-24）の通りとする。
- ② 敷地計画（活用イメージ） 図（図 5-25）の通りとする。
- ③ 施設整備計画

施設の厳格な保存に努め、保存に影響のない範囲で利活用を行っていく。内容についてはその都度文化庁と協議しながら検討していくものとする。

表 5-5 施設整備計画

No.	項目	内容
1) 保存管理に係る施設		
①	防災施設	ポンプ室および放水銃周辺の環境を良好に維持し、公開に支障がないよう管理する。特に地下式放水銃周辺での見学者安全確保に努める。 赤外線監視装置、監視カメラ等を活用し、公開時、非公開時の事故予防に努める。 定期的に機器類の更新・改修を行う。
②	管理施設	旧管理所、倉庫の撤去又は更新 管理所の建設（令和5年竣工）
③	警備設備	赤外線監視装置、監視カメラ等機器の更新・改修
2) 公開、活用に係る設備、施設等		
①	サイン整備	公開に伴うサインの整備
②	解説パンフレット作成	建物及び展示解説
③	空調設備	洋館、和館（大広間）、撞球室の空調機器新設 ※既存部材へ極力負荷をかけない方法を検討する。
④	給排水・衛生設備	建物内見学者用トイレの改修 外部見学者用トイレの撤去、移設の検討
⑤	電気整備	コンセント、電気配線の更新、増設 ※コンセントの個数が足りず、延長コードを多用しているため危険である。
⑥	照明整備	屋外ライトアップを含む活用上必要な照明設備の追加 ※場所・機能に応じて検討する。
⑦	バリアフリー化	多様な利用者の庭園利用を図るため、バリアフリーへの対応をハード面、ソフト面の双方で対応を行う。
⑧	便益施設	和館（大広間）プレハブ造の水屋（約 11 m <sup>2</sup> ）の改修（飲食スペース、トイレを増設） 洋館にイベント時に使用できる厨房設備を整備
⑨	什器製作	売店、所蔵品展示用什器等
⑩	ガイダンス機能の整備	管理所に展示及びガイダンス機能を整備
⑪	情報発信	情報通信基盤インフラの整備
3) 展示施設、家具の配備に係る計画		
①	内装、家具の展示	カーテン、絨毯、家具等、保存年代を考慮した意匠のものを展示する。事前に史料調査を行い、蓋然性の高いものとする。
②	展示施設	柵・ケース等は建物本体を損なわない意匠・構造のものとする。 人止め柵は、鑑賞を妨げないデザインのものとする。 文化財の価値と展示効果に配慮して設置または配置する。



旧岩崎家住宅活用イメージ図（洋館地階、2階）

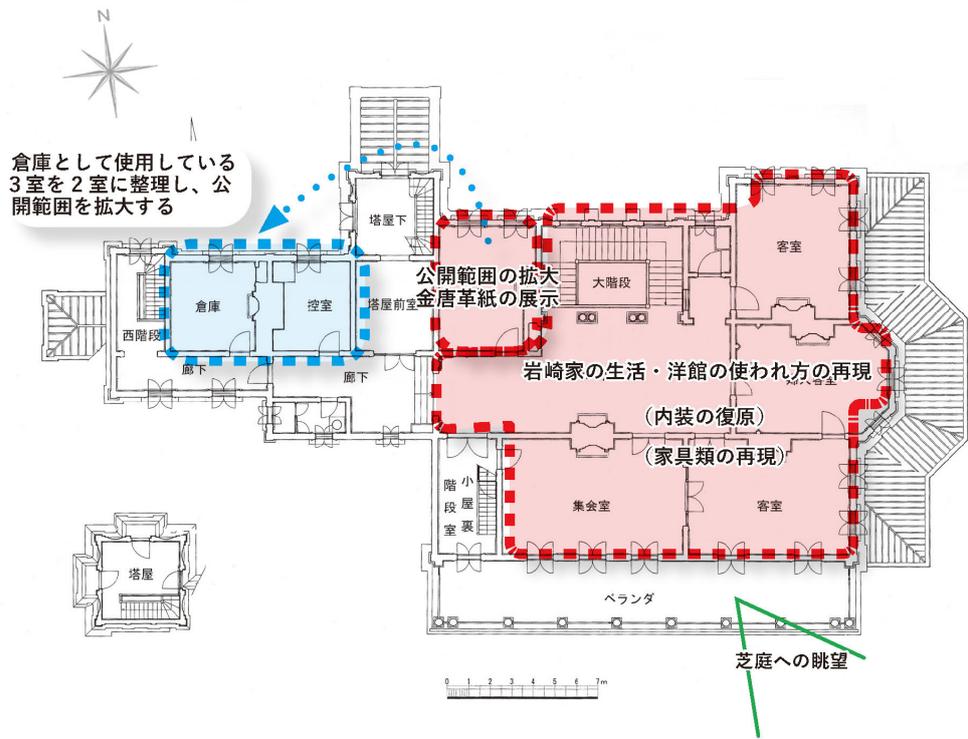
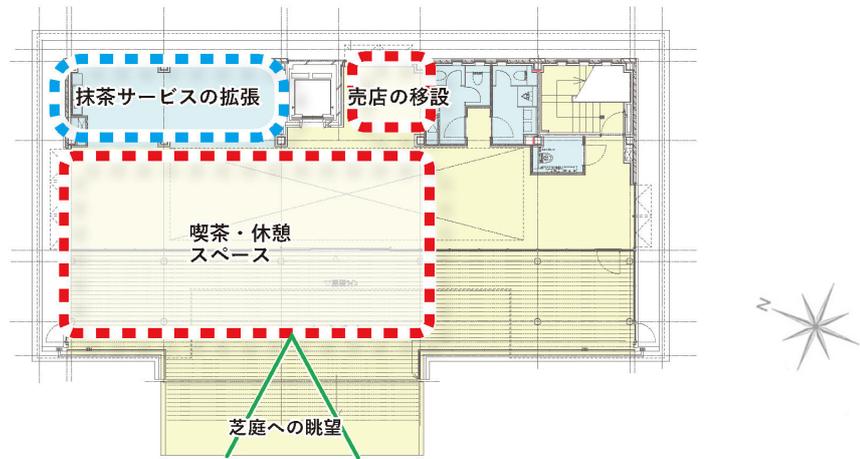


図 5-23 公開計画（洋館2階・地階）

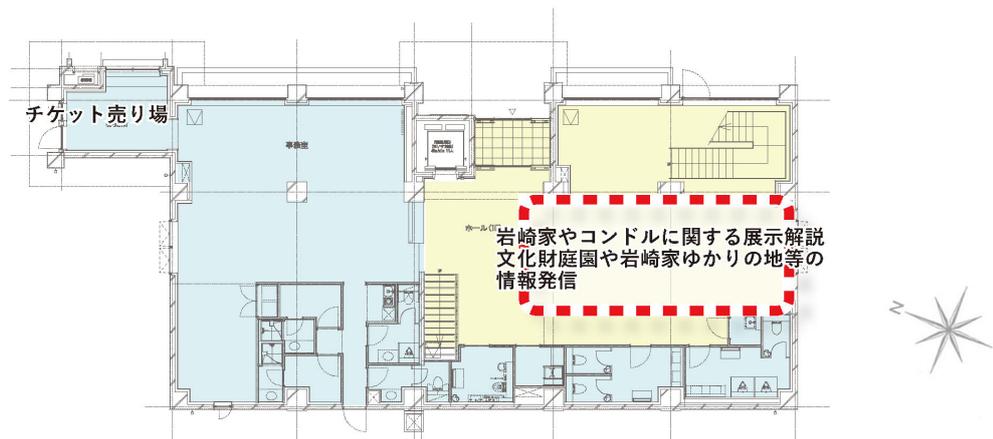
旧岩崎家住宅活用イメージ図（新管理所）



管理所3階平面図



管理所2階平面図



管理所1階平面図



図5-24 公開計画（管理所）

## ②敷地計画（活用イメージ）



図5-25 公開計画（敷地全体）

## 5-5 外構及び周辺整備計画

大規模な周辺整備工事及び復元工事については、整備内容について専門家に諮りながら慎重に行う。（「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する検討委員会」）

### 今後想定される整備工事

- ・アプローチを経て車回しに至る空間の整備
- ・内門周辺の再整備
- ・南側の樹林地の整備
- ・東四阿、西四阿の復元整備
- ・稲荷神社の修復

## 6. 管理・運営計画

詳細については別添の「維持管理マニュアル」による。

### ① 公開・活用にあたっての注意事項

公開の範囲、観覧の順路等を定め、これに対する監視、防災等の体制を整え、無理のない公開・活用を行う。また、将来への影響を予想しながら、時宜に応じた管理を行う。

### ② 公開・活用と環境

雑然とした環境は、鑑賞の妨げや事故の原因となるため、整理整頓を心掛け、常に清浄を保つ。

### ③ 公開・活用の体制づくり

洋館、和館（大広間）、撞球室、庭園部分の公開にあたっては、来園者に対し見学順路、立入禁止区域、見学上の注意事項等を説明する。

非常時の避難経路や入場者の誘導方法等も検討し、万一に備える。

禁煙や立入禁止区域の表示、立入を禁止する仮設の柵等を、状況と必要に応じて整える。

### ④ 施設の活性化及び活用策

より多くの人々に文化財に親しみ、その価値を認識してもらうため、普及啓発イベント等の活性化及び活用策を行う。

### ⑤ 災害時の対応方針

第4章防災計画参照

## 第6章 保護に係る諸手続き

保存活用にとって改修等の行為に必要な諸手続きは、以下に区分し、次のとおり定める。

書類提出の要否が明確でない場合や判断に迷う場合は、その都度、東京都教育庁を通じて文化庁に確認する。

### 1. 文化庁長官への届出を必要とする場合

- ア 管理責任者を選任又は解任したとき（文化財保護法第31条第3項）
- イ 所有者又は管理責任者を変更したとき（同第32条第1項、2項）
- ウ 所有者又は管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（同第32条第3項）
- エ 文化財建造物に滅失、毀損などの事故があったとき（同第33条）
- オ 文化財建造物を修理しようとするとき（同第43条の2第1項）

※ 毀損の拡大を防ぐための応急の措置などは特に届出を必要としないが、建造物の修理は事前に届出を行い、技術的な検討や指導を受ける必要がある。

表6-1 各種届出

事項	手続者	受理者	手続	提出期限	根拠条文
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	文化財保護法第31条第3項
所有者・管理責任者の変更	新所有者 所有者・新管理責任者		届出	20日以内	文化財保護法第32条第1、2項
所有者・管理責任者の氏名・名称の変更	所有者 管理責任者		届出	20日以内	文化財保護法第32条第3項
滅失・毀損	所有者 管理責任者		届出	10日以内	文化財保護法第33条
修理の着手	所有者又は管理団体		届出	着手の30日 前まで	文化財保護法第43条の2第1項
修理の終了	届出者		報告	遅滞なく	

#### 1-1 修理届

文化財建造物の修理をしようとするときは、修理に着手する日の30日前までに文化庁長官に届出なければならない。届出は所定の事項を記載したものとする。

##### 修理届の緩和措置

以下に該当する修理を行う場合は事前の届出は不要とする。対象となる修理が終了した場合は、文化庁長官に事務連絡を行う。

- ・これまでの保存修理工事と同仕様で行う部分的な維持修理。

「第2章4. 修理計画」の当面必要な維持修理等の措置（表2-7）中期修理計画（表2-8～11）、長期修理計画（表2-12～15）の届出欄で「事後」と記したものがこれに該当する。

### 修理届を必要としない行為

- ・文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- ・文化庁長官の命令又は勧告を受けて行う修理
- ・文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

### 本計画により不要とするもの

- ・小規模な修繕、毀損の拡大を防ぐための応急の措置

「第2章4. 修理計画 4-1 当面必要な維持修理等の措置（表2-7）」の表中の数値以下の修繕を行う場合がこれに該当する。

- ・基準1及び基準2に影響を与えない基準4、基準5を対象に行う修理

## 2. 文化庁長官の許可を必要とする場合

### 2-1 文化財建造物の現状を変更しようとするとき

文化財建造物が指定された時の状態を変えることを「現状変更」といい、次のような場合がこれに該当する。

ア 改造する場合（間仕切の取付け又は撤去、窓の取付けなど）

イ 構造、形式、規模を変える場合

ウ 部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合

エ 復原しようとする場合

オ 移築又は曳屋をする場合

カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

現状に変更を及ぼす行為が「許可が必要な行為」に該当する場合には、文化庁長官へ「現状変更許可申請書」に関連資料を添付し、提出する。判断に迷う場合は、文化庁と協議する。

また、宅地の現状変更については、台東区教育委員会を通じて東京都教育庁へ許可申請を行う。内容については、その都度、台東区教育委員会と東京都教育庁が確認し、対応方針を指示することとする。

### ※ 許可を必要としない行為

#### 1) 事前に修理届を要する行為

- ・構造物および生命の安全性の確保のために必要不可欠であって、建造物に大きな現状の変更を強いものかつ文化財的価値を損なわないことが明らかであるもの。これらについては、台東区及び東京都の教育委員会と十分協議を行い実施する。

#### 2) 事後に事務連絡を要する行為

- ・毀損の拡大を防止するための応急処置
- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・被災建築物の毀損拡大防止及び解体保管措置
- ・予想される災害に対する応急的な予防措置

## 2-2 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

「保存に影響を及ぼす行為」とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、次のような場合がこれに該当する。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、土産物売場・詰所など防災及び美観上問題を生じやすい仮設的な施設を設ける場合
- オ 文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合
- カ 障壁画など文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- キ 文化財建造物から直接型取りを行い、模造をする場合
- ク 障壁画など文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

保存に影響を及ぼす行為が「許可が必要な行為」に該当する場合には、文化庁長官へ「保存に影響を及ぼす行為許可申請書」に関連資料を添付し、提出する。判断に迷う場合は、文化庁と協議する。

### ※ 許可を必要としない行為

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの。

行為が軽微なものに該当するかの判断は、その都度、区教育委員会と教育庁を通じて文化庁に確認する。

## 2-3 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき

建造物の部分など移動可能なものを博物館などに出品する場合や、所有者以外の者が主催する展覧会や催し物の一環として建造物もその展示物の一部として公開する場合が該当する。

※文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合は届出や許可の申請は不要。

## 3. 本計画の改正

本計画の内容を変更するときには、変更の内容について台東区教育委員会、東京都教育庁及び文化庁と事前に協議し、合意を形成した上で、台東区教育委員会及び東京都教育庁を経由して文化庁へ提出する。